



11月号

Vol.2
NOV 1999

山梨自治風

特集 地方自治、旬の言葉。

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A



山中湖文学の森 三島由紀夫文学館

これに加えて、五十
四分の映像が三島文
学を美しく奏でる。
中庭にはアポロ像が
りりしい姿で陽光に
輝き、三島が陶酔した古代ギリシャの美を彷
彿させる。「潮騒」はギリシャにあこがれた
三島がその理念を純化させたベストセラー小
説である。

三島由紀夫文学館が平成十一年七月三日に
山中湖湖畔沿いの自然林豊かな公園に誕生した。
「山中湖文学の森」構想から、三年余りの歳
月が経つての実現となつた。文学館は二階建
ての洋風建築で、外壁の落ち着きのある色合
いが、なんとも言えない趣をかもしだしてゐる。
一階がエントランスホールと展示室。二階が
閲覧室、研究室、研修室、収蔵庫にわかれて
いる。展示室は約百四十平方メートルのスペ
ースで、ややこぢんまりしているが、室内は
三島文学の芳醇な香りに満ちている。著書、
初出雑誌、肖像写真、直筆原稿、映画・演劇
プログラム、ポスター、シナリオなど、約三

南都留郡山中湖村

まち自慢



所在地／〒401-0051 山中湖村平

◆開館時間／午前一〇時～午後四時三〇分
（入館は四時まで）
◆休館日／毎週月曜日（月曜日が祝祭日の
野五〇六一—九六
(電話〇五五五一—〇一六五五)

毎週月曜日(月曜日が祝祭日の場合はその翌日)・十一月十九日・十一月三十日・一月六日・一月十三日・たゞ四月二十八日・五月六日・七月二十日・八月三十日までの間は開館



11月号

Vol.2
NOV. 1999



国指定名勝「猿橋」

大月市提供

撮影 内藤 元次さん(大月市猿橋町)

1

まち自慢 山中湖村「三島由紀夫文学館」 表2

巻頭随想 地方分権と市町村の政策責任 山梨学院大学教授 日高 昭夫 —— 2

まちづくり 夢づくり「塩山市」 —— 4

特集 地方自治、旬の言葉。

特集1 合併特例法の改正と市町村の合併の推進についての指針 —— 8

特集2 地方債制度の改正について —— 12

特集3 住基法の改正と住基ネットワークシステムの構築 —— 15

山梨県東部広域連合設立までの歩み —— 20

町村職員海外研修レポート —— 22

この際、例規集のオーバーホールをしよう!! —— 24

苦言提言

市町村行政とボランティア 山梨県ボランティア協会 岡 尚志 —— 25

がんばっていまーす!! —— 26

珍・聞・感・分??

私の目に映った日本の姿 県国際課 超 景順(チョ キョンソン) —— 28

自治Q&A —— 30

市町村イベントごよみ —— 34

市町村振興協会たより —— 36

はつらつ!! 市町村職員 高野美穂さん(下部町)・編集後記 — 表3



望月 重宏さん
(早川町産業観光課長)

「行田山」を存じですか? 今世紀最後の年にちなんだ標高一千メートルの山。日本につしかないんだよ」と満面の笑顔でこう話してくれたのは「南アルプス邑」を標ぼうする早川町の産業観光課望月課長さん。壮大な南アルプス、美しい渓谷、身体も心も安まる温泉など多くの自然の恵みを活用した早川町の観光事業の推進役である。行田山は、早川町と静岡県の県境南アルプスの前衛としての山伏と八幡岳の中間に位置している。一人の登山愛好家の調査から一千メートルの山は全国でこの山だけと紹介され、町では全国に向けての情報発信と記念登山事業への取り組みを始めた。登山道をはじめ案内板、水場等を整備し、山頂へは記念碑を設置した。既にこの夏には小学生から年配者まで県内外から多くの登山者が訪れている。来年の登山者には登山記念証の発行などを計画しているそうだ。一世紀の節目の山・行田山で過去と未来を思い巡らせていただきたい。」と語る望月課長の輝く瞳には明るい未来が映っていた。

行田山1000年
イベントに取り組む

時の
人

巻頭

随想

山梨学院大学行政学科教授

日高昭夫



PROFESSOR

山梨学院大学行政学科教授

日高昭夫
(ひだかあきお)

昭和27年宮崎県生まれ。昭和56年に中央大学大学院法学研究科修士課程を修了。同年4月から地方自治研究資料センター研究員、平成3年より山梨学院大学行政学科の専任講師、助教授をへて、平成10年4月から現職。専門は、自治体行政学、政策研究。共著に『地方分権と自治体改革の課題』『市民活動の展開と行政』など

地方分権改革と市町村の政策責任

地方分権改革の車の両輪

地方分権改革は、車の両輪がうまく噛合わないと進まない。一つは言うまでもなく、制度改革である。地方分権推進委員会の一連の勧告に基づく政府の推進計画を法的に裏付ける地方分権一括法が国会で成立し、機関委任事務制度の廃止等の制度改革が、ようやく実施段階に入った。

今回の制度改革では、国と地方は「対等協力」という建前が確立されただけで、税財政制度改革はじめ、積み残された制度上の課題はまだ多い。引き続き第二

弾、第三弾の制度改革を求める必要がある。とはいっても、明治二十二年は言ふまでもなく、制度改定の市制町村制に制度上のルーツをもつ機関委任事務制度が廃止されたことの歴史的意義は、やはり大きい。わが国の自治体も、国の集権的統制を離れ、文字通り「自治」の道を歩み始めたことになった。

そこでもう片方の車輪の確かさが問われる。分権制度の担い手づくりの課題である。わたしは、制度改革に対して、これを「主体形成」と呼びたい。制度改革が成功し、制度の建前が出来上がつても、

それを担う扱い手が育たなければ、

地方分権は餅に過ぎない。それどころか、かえって現状よりも悪い結果を招く危険さえないのである。制度とその扱い手がうまく噛合うことが大切である。市町村合併もその有力な手段であるが、この主体形成の中心課題は、たことの歴史的意義は、やはり大きい。わが国の自治体も、国の集権的統制を離れ、文字通り「自治」の道を歩み始めたことになつた。

政策責任とは何か?

行政責任とか、政治責任は聞いでも、一般に「政策責任」という言葉は、あまり聞き慣れないかも

しない。「政策責任」とは、自治体が政策にトータルに責任を負うべきことだ、と私は考えたい。

ここでいう「政策」とは、地域の公共問題を解決するための構想と手段のことである。過疎化や都市化に伴う問題、高齢化する社会の問題、ごみや地球温暖化などの環境問題、子どものいじめや非行などの教育問題など、それぞれの地域社会で取り組み解決しなければならない公共問題は、身の回りに山積している。多様な地域資源を引き出し融合し、問題解決に向けてそれらを統合する、その要(かなめ)の位置にあるのが「政策」である。それは、問題が解決された暁にはどんな状態が実現できるかについての見通しと構想(グランドデザイン)を示すものであるばかりでなく、その状態を実現す

るためには、現実にどんな障壁や問題があるかというリアリズムの上に立つて、具体的な問題解決の手段（人や金やモノといった資源、ネットワークの編成、規制や誘導、それを効果的に活用できる組織や

説得といった具体的な政策実現の手法、目標達成のための段取りやスケジュールなど）を示す実践的なものでなければならない。単なる「青写真」とは違う。また、單なる細切れの「事務事業」や「業務」でもない。

いるのである。

では、そういう政策に「トータルに責任を負うべき」とは、どういうことだろうか？ これまで「トータルな責任」を自治体は担つてこなかつたのだろうか？

国が作詞作曲し、県が音頭をとつて、市町村が踊りの舞台を用意し、そして「地域住民」が踊りに動員される。市町村に苦情を言つても「舞台づくりをしただけ」、県も「指示どおり音頭をとつただけ」、そして国も「作詞作曲をしただけ」と言って、結局、誰も最終的に責任を負うものはいない。実は、この奇妙な「共同責任＝総無責任」の仕掛けが、これまでの日本政治であり行政であった。

地方分権改革は、こうした奇妙な仕掛けを制度上なくして、それも、将来どうしたいのか、どこにどんな問題があるのか、それを解決するためには、どんな方法や手段が有効で効率的か、そのためには誰がどんな負担や役割分担をしなければならないか等々について、政治家や役人だけでなく、地域住民がみんなで知恵を出し合い、汗をかく仕組みが必要である。「政策」という言葉には、そういう新しいスタイルの政治や行政を実現しようという意味合いが含まれて

いるのである。

これから市町村の課題

各市町村が政策責任を全うしていく上で当面する重要な課題を挙げておこう。

第一に、市町村職員の人材開発に本格的に投資すべきである。規制緩和や市民自治といつても、現実に地域問題の解決の要は組織としての自治体機関である。その質は、自治体職員の意欲（モラール）と知識と能力によって左右される。「ハードからソフトへ」というのは、結局、「知恵」が勝負という「ハードからソフトへ」というのは、結局、「知恵」が勝負ということなのである。金がないなら、否、金がないからこそ知恵を絞るべきであり、これからは知恵を絞るためにこそ、金を使うべきである。

第二に、情報公開条例の制定を急ぐことは当然だが、それ以上に、住民からみて分かりやすく工夫した行政情報をより積極的に提供することにも力を注ぐべきである。

第三に、議会および議員は、旧態依然としての議会改革である。

た秘密主義と時代錯誤の特權意識を捨て去り、「お天道様」の見ているままで、堂々と政策論議をするべきである。まずは、会議の公開と議会情報の公開を自らの手で進めるところからスタートしてもらいたい。

第四の課題は、市町村行政と地区・自治会との「持ちつ持たれつけ」を清算し、コミュニティの自治と、行政の業務委託を分離すべきである。具体的には、「行政区長会」などの仕組みを廃止し、地区的自治制を回復した上で、地区住民の全体に目を向けた新しい「協働」関係を結ぶべきである。



まちづくり 夢づくり

一 塩山市 一

歴史遺産、自然と共生した
風格あるまち

JR中央本線の塩山駅北口広場内に、古今和歌集の賀歌「しほの山差手の磯にすむ千鳥君が御代をば八千代とぞなく」を刻んだ歌碑があります。この歌に詠まれている塩ノ山は、市街地の中央に位置する標高五五四メートル、周囲四キロメートルほどの孤立した山で、老松に覆われた美しい山容です。

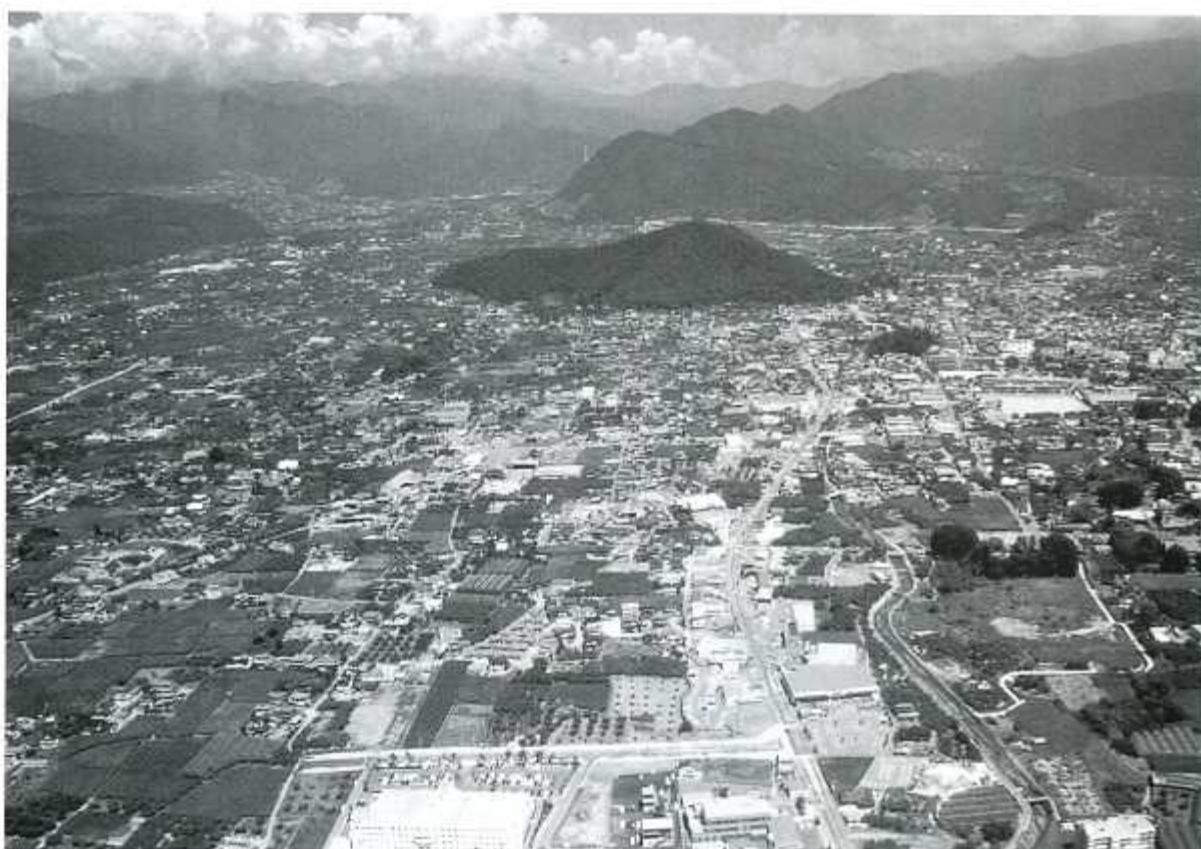
個性的な響きを持つ「塩山」という地名は、この山の南麓に康暦二年（一三八〇年）に開創された臨済宗「塩山向嶽寺」の山号に由来します。明治三十六年（一九〇三年）に国鉄中央本線が開通した際、駅名に「塩山」を用いたのに始まり、昭和三年に当時の七里村が町制を施行するに当たって、町の名を塩山町とし、さらに昭和二十九年に、周辺の五か村と合併して市制を施行する際もこの「塩山」が市の名となりました。

さて本市は、甲府盆地の東端に位置し、笛吹川と重川によつて形成された肥沃な複合扇状地に拓（ひら）けた人口二万七千人余りの市

です。北部は大菩薩嶺をはじめとする秩父山系の山並みが連なり、市の面積184・74平方キロメートルのうち約八〇%が山林です。

特に、大菩薩嶺、三ヶ高原をはじめとする秩父多摩国立公園のエリ ア内は、豊かな緑と動植物や清流

で知られ、首都圏を中心とした大勢のハイカーの皆さんに親しまれています。市内では、地形や気象条件をいかした果樹栽培が盛んで、サクランボ、モモ、スモモ、ブドウなど、フルーツ王国山梨の中にあって一大産地を形成し主産業と



まちづくりが進む市街地

なっています。

また、武田氏の時代には金山がひらかれるなど、経済、軍事の要衝として手厚く保護されきました。市内には武田氏ゆかりの寺社仏閣や、数多くの歴史文化遺産、伝行事が保存・伝承され、市民生活に溶け込んでいます。特に、

県内にある国宝五点のうち二点を有するなど、国、県、市の指定を受けた文化財の数は百六十三件にものぼり県内随一を誇ります。

縄文時代に始まつた人の営みは、秩父往還や青梅街道などの人や物の行き交いの中からいち早く新しい文化や情報を吸収する風土を築き、多くの人材を輩出しました。「塩山」は盆地東部の経済・文化的中心として、長い歴史と伝統を育み続けています。

先人の理念、 市民の英知と力を結集

昭和二十九年に市制がスタートして本年は四十五周年となります。が、施行当時三万人を超えていた人口は微減から横ばい状態にあり、少子化と高齢化が進行しています。また、基幹産業である農業問題や国際化、情報化など対応を急がれる課題が山積しています。こうしたなか本市では、歴史に学ぶ国づくり「みんなでつくろう大切な街

えんざん」をスローガンに、市民の英知と力を結集し、共に築く市民参加都市の創造を進めています。

塩山市史をひも解きますと、「塩山」に生まれ・生きた先人たちのダイナミックさを読み取ることが

できます。先取の気風に溢れた先人のまちづくりの理念を尊び、今まで受け継がれる市民性を、新時代への対応と市の活性化に反映させていこうというものです。

既に、市総合計画、都市マスター・プラン策定時の市民要望、さらには二

年間にわたって討論頂いた「ニューウエーブ21」からの提言などは、市民病院の開院や総合公園建設計画をはじめとする各施策に取り入れられています。

地域資源を いかした まちづくり

薬草の花咲く歴史の公園「甘草屋敷」

市民が二十一世紀の「塩山」に求めるものは、活力あるまちづくりです。これから経済の発展は、観光などの交流が生み出す地域発展であり、今ある地域資源を最大限活用できるかどうかがその行方を左右する

とまで言われていますが、豊かな自然、

行政は舞台づくり

行政では、厳しい財政事情の中で、国・県事業や補助金を積極的に取り込み、拠点施設整備や道路整備などの骨組みづくりに力を注いでいます。「旧高野家住宅」の整備事業は歴史遺産と共に生むまちづくりの拠点施設と位置づけています。この屋敷は、江戸時代中期に建てられた国の重要文化財で、八代将軍徳川吉宗の頃から幕府の命で薬用植物である甘草を栽培し、納めていたという史実にちなみ「甘草屋敷」と呼ばれています。市では、この屋敷の保全活用を図り、地域の歴史や文化を伝える学習機能とともに、周辺地区を薬草の花咲く歴史の公園として整備し、市民や来訪者の交流の場にと考案しています。

また、昨年八月オープンした交流保養センターは、温泉保養施設と農村交流促進センターからなり、地場産業である果樹農業や歴史文化遺産、自然といった地域資源との連携をとりながら、市の活性化を図るための拠点的な役割を果たしています。

ワイナリーなども誕生しました。

また、文化財の保存や、伝統芸能・伝統行事の伝承活動の外、自然との共生をテーマに学習や各種の活動を行う地域組織や、自然観察や体験の中からふるさとを再発見しようとする団体も現れています。これらは、十一月一日の市制施行四十五周年の式典で予定されています「生涯学習都市宣言」の具体的な施策を推進する上で、市民文化会館を拠点とする活動の輪をフィールドに展開する指針となり得るものと確信しています。

最後に、自からの判断と責任が求められる地方分権の風のなかで行政に託された課題は、限られた財源で最大限の効果を得るために推進し、行政改革を遂行することにあります。まちづくりの旗は、機関・組織の見直しによるスリム化とともに、職員の意識改革を強化とともに、自治体の力量と熱意によりどちらの方向にでもなびいてしまうものであり、これに「塙山」の行方が懸かっています。



温泉保護施設「大菩薩の湯」

主役は市民

なお、現在進めている総合公園計画（総面積二三・六ヘクタール）

は、周辺の歴史・自然環境など優れた立地条件から、広く多くの皆さんに利用される多機能公園となることが期待されています。

道路整備においては、点在する施設や地域資源を結び、市内全域を交流エリアとする観点も併せ持つ中で進めています。年間百万人を超える観光客をいかに周遊・滞在させるか、更なる交流人口の増加が本市の活性化を図る上で喫緊の課題となつております。「訪れてみたい、訪れてよかつた」と言われるような個性的なまちづくりを目指しています。

新しい風の中で

本市にとって懸案であった火葬



地域資源をいかして「短光サクランボ農園」

市民レベルにおいては、駅前通りの再整備に際し、中心市街地の商店経営者らによる歴史的風土を感じさせる街並みの整備や、商工会によるむらおこし事業として地域資源を活用した特産品の創出、まちづくりへの提言を募り、春のハウス栽培から冬のころ柿まで豊富な品ぞろえを誇る「塙山のフルーツ」のブランド化とともに、道路整備によりサクランボを中心とした観光農園が増しており、農業法人化による

地方自治、旬の言葉。

今回、「合併」「地方債制度の改正」「住基ネットワークシステム」という地方自治の旬の言葉を特集した。

「合併」を「じっこく」と訓む年輩者は多い。じこくた人の多くは、昭和二十年代後半から三十年代前半の「昭和の大合併」の体験者だ。「昭和の大合併」は、国・県主導で進められた経緯があり、その過程では住民を巻き込んだ紛争が少なからず発生した。「じっこく」とこの言葉には、当時の記憶がインバットされている。しかし、今日求められているのは国・県主導ではなく、市町村の自主的、主体的な取り組みである。「じっこく」から「がくばく」と名実ともに発想の転換を求められている。そこで、特集一では、市町村における合併の論議の参考として、ただくため合併特例法の改正の概要や、先駆、国から示された「市町村の合併の推進についての指針」のポイントについて紹介する。

特集二では、先駆、地方債の許可制を諮詢制に改めたことを内閣としむる「地方財政法」の改正がなされたが、その概要について説明する。景気低迷の影響から税収が伸び悩む中、財源としての地方債の果たす役割は増大する方向にある。今回の改正により、地方債の発行要件の緩和等が図られるところとなるが、分権社会の足取りを確かなものとするためには、制度改正の内容を熟知し、的確な対応が望まれるといふのである。

特集三では、改正住基法と住基ネットワークシステムの構築について紹介する。住民の活動が市町村の区域を越えて広域化する中で、高度情報化社会のインフラづくりともいへべき住基ネットワークシステムを構築するための住民基本台帳法が改正された。このシステムは、住民票の広域交付や各種申請事務における本人確認を容易にするばかりか、様々な行政分野での活用の可能性を広げるものである。その改正内容の概要と住基ネットワークシステムについて紹介する。

特集一●合併特例法の改正と市町村の合併の推進についての指針

市町村課企画振興担当 佐野芳彦

特集二●地方債制度の改正について

市町村課財政担当 田中雄章

特集三●住基法の改正と住基ネットワークシステムの構築

市町村課企画振興担当 堀田真

山梨の風特集



合併特例法の改正と市町村の合併の推進についての指針

市町村課企画振興担当

佐野芳彦

はじめに

地方分権の進展等に対応し、市町村が行政サービスの水準を維持・向上させ、行財政基盤を充実するとともに、国・地方を通じる厳しい財政状況に対処し、行政の効率化を図るために、市町村合併の推進を積極的に図ることが求められている。

このため、市町村の合併の特例に関する法律等に基づく市町村合併推進のための特例措置の活用や、「市町村の合併の推進についての指針」を踏まえた都道府県や市町村の主体的な取組が必要となつて

おり、山梨県でも、各市町村に対して、市町村合併の推進について具体的な検討を行うことを要請している。

一方、住民の関心も高まってきており、今後、市町村合併の実現に向けた取組が活発化することが予想されることから、平成十一年七月に行われた市町村の合併の特例に関する法律の改正の概要と、同年八月に国から示された「市町村の合併の推進についての指針」のポイントについて整理してみた。

市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）は、平成七年に、「自主的な市町村合併を推進する」ことを目的に、十年間の期間延長と、住民発議制度の創設、議会の議員の定数特例・在任特例、地方交付税の合併算定等の適用期間の延長及び国・都道府県の役割の拡充等を内容とする大規模な改正が行われ、四年が経過した。

この間、平成九年七月八日の、地方分権推進委員会の第二次勧告では、「行政体制の整備・確立として自主的合併を推進すること」が勧告されており、平成十年四月二十四日には、第二十五次地方制度調査会による合併特例法の改正は、「地

2 市町村の合併の特例に関する法律の改正

度調査会による答申がなされ、また、同年五月二十九日には、「地方分権推進計画」が閣議決定され、自主的な市町村合併の更なる推進が求められることとなつた。

今回は、第二十五次地方制度調査会の「自治体の行政体制の整備を一層推進する。」という答申を踏まえ、市町村合併を積極的に推進することが必要であるとの認識に立つて、平成十七年三月三十一日までの时限法のまま、合併特例法の改正がなされたものである。

なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による合併特例法の改正は、「地

方分権推進計画」に基づくものとして、自主的な市町村合併を推進するための行財政措置のうち法律改正を要するものについて行われており、平成十一年七月八日に成立し、平成十一年七月十六日には公布され、主な改正内容については公布日に施行されている。

さて、主な改正内容の第一は「合併協議会の設置の促進」である。平成七年の改正による住民発議制度の創設により、これまでに（平成十一年八月二十三日現在）全国の二十六地域で七十五件の住民発議が行われ、六つの地域で合併協議会の設置に至った。しかしながら、住民発議から合併に至つたものはいまだに無く、合併協議会設置に至つたものも約七分の一にとどまっていることから、合併協議会の設置を更に促そうという趣旨で、主に次の二つの点について改正が行われた。

先ず、住民発議制度の拡充として、すべての関係市町村で同一内容の住民発議が成立した場合には、関係市町村の長が議会へ付議することを義務づけるものである（法第四条の二関係）。

これは、関係市町村の地域住民が内容の一一致した直接請求に対しても、その意向を尊重し、議会での審議を行うこととしたものであり、また、その際には、あらかじめすべての関係市町村の請求代表者間で請求が同一の内容であるこ

とについて、都道府県知事の確認を得ることとしている。なお、一般の住民発議制度は今後とも存続することとし、今回はこれに加えて新たな直接請求の類型を設けたものである。今後においても、合併協議会においては、合併自体の是非を含め、自由かつ幅広い議論が望まれる。

次に、都道府県知事による合併協議会設置の勧告である（法第六条の二関係）。

都道府県知事が、住民の気運が盛り上がっていると判断した場合、地方自治法第二五二条の二第四項の規定により、関係のある市町村に対し、合併協議会の設置を勧告しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞くこととしている。また、勧告したときは、その旨を公表することとしている。

合併を推進するうえでは、合併について関係する市町村間で検討、協議されることが不可欠であり、その場が設けられることが重要となつてきている。このように合併協議会が有する意義は大きいと考えられることから、その特徴に応じた手続きを定める特例として設けられたものである。

市町村合併を推進するうえで、都道府県の役割が重視されてきており、山梨県においても、国の「市町村の合併の推進についての指針」や（財）山梨総合研究所からの「望ましい市町村のあり方に関する調査」の報告を踏まえ、「合併バターン」等を内容とする推進要綱を作成することとしているが、こうしたことも含め、その役割は益々大きくなるものと考えられるところである。

なお、合併協議会の会長については、今回の改正により、従来の関係市町村の議員、長、その他の職員に加え、学識経験者の中からも選任できることとされている（法第三条関係）。

改正内容の第二は、「財政措置の拡充」である。先ず地方交付税の額の算定の特例いわゆる合併算定替の期間の延長がある（法第一条関係）。

これは、合併後も関係市町村の交付税総額を保証する期間（合併算定替の期間）を、現在の五年間から十年間の二倍に延長するものであり、その後の五年間にについても少しずつ遞減させるというものである。合併算定替は、市町村の合併に伴う普通交付税算定上の財源不足の減少を防止する特例措置であり、第二十五次地方制度調査会の答申において、市町村合併に対する財政措置の拡充が盛り込まれたことから、今回、市町村が経常費の合理化等に取り組む期間に考慮して延長されたところである。

次に、地方債の特例、いわゆる合併特例債の創設である（法第一条の二関係）。

これは、合併後の地域振興に役立つ公共施設整備の財源として、事業費の九五%に充当でき、元利償還費の七〇%を普通交付税で手当する地方債の特例を設け、合併市町村まちづくり事業では対象外でこの地方債により、従来の合併市町村に加え、補助事業も対象となるため、新しい地域づくりに当たり国や県の事業を最大限に活用することができる。さらに、建設事業だけではなく、基金の積み立てにも使われる事から、運用益は商店街の行事など地域活性化のためのソフト事業等に当てることができる。

第三は、「旧市町村単位の振興」として、地域審議会の制度の創設がある（法第五条の四関係）。これは、「合併後、周辺地域がさびれる」「住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなる」等の懸念が市町村合併推進の阻害要因として指摘され、これへの対応が求められていることから、旧市町村単位の意向を反映させる仕組みとして導入されるものである。

地域審議会は、地方自治法第一三八条の四第三項に基づく附屬機関として、合併関係市町村の協議により設置するもので、合併後の新市町村長の諮問に応じて意見を述べることができる。さらに、これを聴くことを義務付けていた（法

今後、県内の市町村を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想されるところである。県としても、市町村合併の検討は堅緊の課題であるとの基本的認識に立ち、合併特例法の改正や指針の提示を踏まえ、地域全体の発展や住民生活の水準確保という観点から、推進要綱やハンドブックの作成、

4 終わりに

まずは、バターンの作成に当たっては、一律に市町村の適正規模を示すことは困難であるとしているが、合併後の人口規模と地域の特性を組み合わせた類型として、下記の「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」を示しているところである。ここでは、「人口三十万人・二十万人程度」（都市計画の充実、中核市・特例市等への移行）、「人口十万人前後」（高校設置や一般廃棄物の処理など一定水準の質を有する行政サービスの提供）など五類型を示しており、さらに、保健福祉、学校教育など適切かつ効率的な基幹的行政サービスを提供するには、少なくとも「一万人一二万人程度」の

ことを勘案し、複数の組合せを示すことも考えられるとしたほか、バターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うこととしている。

また、バターンの作成に当たっては、一律に市町村の適正規模を示すことは困難であるとしているが、合併後の人口規模と地域の特性を組み合わせた類型として、下記の「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」を示して

いるところである。ここでは、「人口三十万人・二十万人程度」（都市計画の充実、中核市・特例市等への移行）、「人口十万人前後」（高校設置や一般廃棄物の処理など一定水準の質を有する行政サービスの提供）など五類型を示しており、さらに、保健福祉、学校教育など適切かつ効率的な基幹的行政サービスを提供するには、少なくとも「一万人一二万人程度」の

類型規格は期待されるとしている。第三に「市町村などに対する支援に関する事項」として、市町村間の合併の支援に関する関係省庁間の連携強化とともに、国では、合併特例法で規定されている財政措置のほか、合併直後の臨時的な財政措置及び都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置として、普通交付税、特別交付税による措置を講ずることとしている。

県では、平成十一年度中にも、この指針を参考して、市町村合併の検討の際の参考や日安となる合併バターン等を内容とする推進要綱を作成する予定である。

市町村に対する助言や情報の提供に努めるとともに、合併特例交付金制度等県独自の財政支援策の検討も積極的に進めると、自主的な市町村合併の推進に総合的に取り組んでいくこととしている。

合併後の人団規模等に着目した市町村合併の類型

類型	想定される典型的な地域	合併を通して実現すべき目標	人口規模と関連する事項
1.人口50万人超	●複数の地方中核都市が隣接している場合 ●大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合	●経済基盤の確立 ●名次都市機能の構築 ●大都市圏における一極集中の是正 ●指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ	●指定都市
2.人口30万人・20万人程度	●地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合 ●大都市圏において、市街地が連続した複数の小城镇の市が隣接している場合	●都市計画・環境保全行政等の充実、保健所の設置など ●中核的都市機能の整備 ●公共交通人口増加への広域的な対応 ●道府県単位の施設の半ばとなる都市の育成 ●中核市・特例市への移行によるイメージアップ	●中核市（30万人以上） ●特例市（20万人以上） ●一般県業務処理（効率的なサーマルリサイクルが可能な）300t／日規模の施設の自安（20～25万人） ●老人保健福祉施設（焼却）（100t・日規模施設の自安：7～9万人） ●二次医療圏（平均25万人） ●広域市町村圏の実現（平均21万人）
3.人口10万人前後	●地方において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合 ●大都市圏において、人口の少ない市町村が隣接している場合	●高等学校の設置や一般廃棄物の処理（焼却）など一定水準の質を有する行政サービスの提供 ●県下第2、第3の都市の貢献による県全体の均衡ある発展	●広域市町村圏の設定基準（概ね10万人以上） ●消防の体制整備（10万人程度） ●高等学校の設置（10万人以上の市） ●一般県業務処理（焼却）（100t・日規模施設の自安：7～9万人） ●交付する施設を事務担当者と組合（課相当）の設置（10万程度）
4.人口5万人前後	●地方において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合	●福祉施設の充実（福祉事務所の設置等） ●プレートの無い公共交通の整備 ●計画的な都市圏による地域全体の充実 ●西側施行	●西側施行の条件（5万人（合併特例4万人））（福祉事務所の設置等） ●市町村障害者社会参加支援事業の単位（「障害者関係吉澤プランの推進方策について」（平成1年1月16日市川原生者大江川障害者保健福祉部長通知）参照） ●特別養護老人ホーム2か所、デイサービス7か所、ホームヘルパー70人弱 ●認知政策一般部門の専任組織（課相当）の設置（3万人程度）
5.人口1万人～2万人程度	●中山間地域において、地理的条件や文化的条件にまとまりなど、複数の町村が隣接している場合 ●複数の市町村による構成されている場合	●適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供	●町村合併促進法（昭和28年）における標準（最低）規格（概ね300人） ●中学校の設置（標準法による基準での最小13,200人程度で1校）（1校当たりの生徒数を480人（1学級当たり生徒数40人×12学級）とする設定を置いていた場合（日治省試算）） ●デイ・サービス、ティ・ケアの設置（第GP1.7万ヶ所、1.3万ヶ所程度） ●在宅介護支援センターの設置（新GP21万ヶ所、12,500人程度） ●特別養護老人ホームの整備（最小規模50床を基準（なご、大都市、過疎地等では特別的300床）2万人程度） ●2万人ではデイ・サービス3ヶ所、ホームヘルパー30人弱 ●基礎扶助の設置（1万人程度） ●新GP＝新・高齢者保健福祉政策10か年戦略（新ゴールド・プラン） なお、保健福祉、学校教育といった基幹的な行政サービスを満足・効率的に提供するために、少なくともこの「人口1万人～2万人程度」という類型の規格は期待される。

市町村課財政担当

田 中 雄 章

地方債制度の改正について

1 はじめに

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」

(以下「地方分権一括法」といいう。)が、第百四十五回通常国会において成立した。地方分権一括法は、地方分権推進計画に沿って、

を図るために必要な規定の整備を行うものである。以下、この法律のうち地方債に関する改正内容について概要を解説することとする。

2

地方債制度の改正 (地方財政法の一部改正)の概要

今回の法律改正によって、現行

の地方債許可制度は、地方公共団体の自主性をより高める観点に立

つて廃止されることとされ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の

保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体が

地方債を発行するに当たっては国又は都道府県と原則として協議を行

うという制度に移行することとなる。

現行の許可制度から新たな協議制度に移行することによりどのように変わるのかについては、新た

な協議制度の特色として、

① 現行では、国又は都道府県の許可がなければ地方公共団体は地

方債を発行できないところであるが、新制度では、協議を行えば、

国又は都道府県の同意がなくても、地方議会に報告のうえ、地方債を

発行しうること

② 地方債を財源とすることができる事業の範囲の明確化、同意基

準及び地方債計画の法定化・公表などにより、制度及び運用の公正・透明性の向上を図っていること

③ 地方債の発行に係る手続きに

かで活力に満ちた地域社会の実現

ついて、関係地方出先機関との協議を含め、一層の弾力化・簡素化を図っていることなどがあげることができ、現行の自主性をより高めたものとなつていている。

なお、現行の許可制度は地方自治法第二五〇条を根拠とするものであるが、新たな協議制度では、その根拠規定を、普通会計債、公営企業会計債とともに地方財政法に移している。これは、

ア 現行の許可制度は、地方自治法第一一章「国と地方公共団体との関係」に位置付けられているが、今回の地方自治法の改正において、第一章は国と地方の関与の一般ルールを中心に定めるとの整理がなされたこと、

イ 地方財政法は、「国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則」を定めることを目的とする法律であり、また、同法第五条において、地方債制度の基本的事項（地方債の制限）を定めており、新たな地方債制度は、国との協議を通じて国の財政と地方財政との関係を規律したものといえ地方財政法第五条に密接に関連することから、今回の法律改正を機に、地方財政法に規定する方がふさわしいこと等によるものである。

以下、紙面の都合上、新たな協議制度の主要部分に的を絞って解説を行うこととする。

なお、後述するが、平成十七年度までの間は許可制度を維持することとされているので、誤解のないよう念のため申し添える。

(1) 地方債の協議等

(改正法第五条の三関係)

① 地方公共団体の国又は都道府県への協議

まず、地方公共団体は、地方債を発行するときは、自治大臣又は都道府県知事（以下「自治大臣等」という。）に協議しなければならない旨が規定された。

この規定は、地方分権推進委員会勧告において、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保の観点から、協議を行うとされていることを受けた規定である。協議を行うことの意義は、協議制度を通じて、自治大臣等の同意を得た地方債に付けてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができ、自治大臣等が同意をした地方債の元利償還費は地方財政計画に算入されるものと規定されている。

これらの規定は、地方分権推進計画における「自治大臣の協議は、地方公共団体に関して、全国的な観点からの「資金の配分・調整」及び「地方交付税措置との調整」等を主たる目的の一つとして行う

ことであることから、同意した地方政府についてのみ、政府資金等公共投資に必要な資金の配分調整機能、融資等の一元的調整機能等を担つており、地方財政制度の一環を構成するものと位置付けることができる。

次に、協議は、起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、

償還の方法その他の政令で定める事項を明らかにして行うものとする旨が規定されている。この趣旨は、新たな協議制度のもとでは、地方公共団体は自治大臣等と協議を行えば、その同意がなくても、自由に地方議会に報告のうえ、自由に地方債を発行しうる仕組みとなることから、協議制度の一層の公正・透明性の確保を図る観点に立って、法律でもって協議すべき事項が明確にされたものである。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当及び財源保障

地方公共団体は、協議において自治大臣等の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができ、自治大臣等が同意をした地方債の元利償還費は地方財政計画に算入されるものと規定されている。

これらは、公的資金の充当のほか地方財政計画や地方交付税制度を通じて国の財政と地方財政との関係を規律したものといえ地方財政法第五条に密接に関連することから、今回の法律改正を機に、地方財政法に規定する方がふさわしいこと等によるものである。

以下、紙面の都合上、新たな協議制度の主要部分に的を絞つて解説を行うこととする。

現行制度の下では自治大臣等の

許可なくしては地方債は発行できないが、協議制度の下では、自治大臣等と協議を行えば、その同意がない場合であっても、当該団体への議会への報告を行えば地方債を発行することが可能であり、同意のある地方債と同意のない地方債の二通りのものが発行されうることになる。同意のある地方債は、地方債の保障、地方財政の健全性の確保等の観点から、自治大臣等との協議が調つたものであり、いわば地方行財政上も標準的な地方債ということができる。したがって、標準的な水準における歳出歳入総額の見込額を計上するという性格を有する地方財政計画には、同意のある地方債についてのみ、その元利償還金が算入されるものである。さらに、この規定により、同意の元利償還金が算入されるものである。そこで、この規定により、同意の元利償還金が算入されるものである。そこで、この規定により、同意の元利償還金が算入されるものである。

また、自治大臣等の同意を得た地方債を発行するときは、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければならないと規定されている。

この規定の趣旨は、地方債は長期にわたる債務であるが、同意のない地方債は、通常の債務とは異なり國による財源保障がなくまた

公的資金が充当されない債務であり、当該団体の財政運営に影響を与えるおそれもあることから、執行部を監視する機能を有する議会に特に報告させようというものである。

ここで、地方公共団体の議会への報告の時期については、議会において当該地方債の発行を巡って、財政健全性の確保の見地からの議論を期待し、また、財源保障等のない長期の債務を負担することについての議会のチェック権限を機能させることを考慮すると、事前に報告させる方がより効果的であることを理由により、議会を招集する暇がない等の例外的な場合を除き、地方債を発行する前にあらかじめ報告するものとされているところである。

④同意基準（許可基準）及び地方債計画

自治大臣は、毎年度、協議における同意基準（許可基準）及び地方債計画を作成し公表する旨が規定されている。

現行の許可制度の下では、その運用として、地方債許可方針や地方債計画を定めているが、新たな協議制度の下では、自治大臣等が協議・同意（又は許可）を行うに定されている。

地方公共団体の自主性をより高めた仕組みとするものではあるが、一方において、地方債全体の信用維持等の観点から、上記のような許可制度が設けられたものである。こうした仕組みを設けることによれば、同意のある地方債に対する追加、同様のある地方債に対する法律の内容を確認し、新しい制度的确に対応していくことが求めら

る。により、地方債制度の運用の公正・透明性をより高めようといふものといえる。なお、これらの法定化と併せて、現行の地方債許可通知事項から法令事項に引き上げる等の措置が講じられることとなる。

(2) 地方債についての関与の特例

改正法第五条の四関係

①赤字団体、起債制限比率の高い団体に係る許可

赤字が一定水準以上の地方公共団体、起債制限比率の高い地方公共団体、地方債の元利償還金の支払いを遅延している地方公共団体、赤字が一定水準以上の公営企業を経営する地方公共団体等が地方債を発行するときは、自治大臣等の許可を受けなければならない旨が規定されている。

3 終わりに

地方分権の推進は、新たな時代の状況と課題に的確に対応し、住民が豊かさとゆとりを実感できる社会を実現していくにあたって、まず取り組むべき課題である。今回の地方分権一括法案の成立を受け、これに基づく条例の制定など、地方公共団体においても、法律の内容を確認し、新しい制度的确に対応していくことが求めら

れている。

地方分権の時代は、自立と自己責任の時代である。地方公共団体がこれまで以上に主体的に事務を処理し、ひいては住民サービスの一層の向上につなげていくことが望まれるところである。

(3) 許可制度から 協議制度への移行時期

さらには、現行の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法等）を組み合わせることにより、新たな協議制度の下でも、制度的に、現行の場合と同等の信程度が維持されるものと考えられている。

標準税率未満団体に係る許可

普通税率が標準税率未満である地方公共団体は、公共施設等の建設事業の経費の財源とする地方債（法第五条第五号）を発行するときは、自治大臣等の許可を受けなければならない旨が規定されている。

この規定の趣旨は、標準税率未満団体については、現行では、公共施設等の建設事業の経費の財源とする地方債の発行を禁止されているが、課税自主権の尊重の観点から、許可制へと移行されるものである。

（地方分権推進委員会勧告においては、一少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制度を維持することとする」とされている。）

では、一少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制度を維持することとする」とされている。

（地方分権推進委員会勧告においては、一少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制度を維持することとする」とされている。）

今回の改正内容は、地方分権一括法の施行時期と同様、平成十二年四月一日から施行されるが、地

方債の協議制度に係る規定については、地方分権推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、財政構造改革法の停止前の目標年度である平成十七年度までの間は、地方財政法附則により、許可制度を維持することとされています。

年四月一日から施行されるが、地

住基法の改正と 住基ネットワークシステムの構築

市町村課行政担当

堀田 真

1 はじめに

本年八月十二日、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第百四十五回通常国会において成立し、八月十八日公布された。今回

ある。住基ネットワークシステムは、二十一世紀の高度情報化社会に対応し、住民の利便の増進及び行政の合理化を図るために、電気通信回線で全国の市町村、都道府県をネットワーク化するものである。高度情報化社会のインフラの整備として、また分権型社会の新しい行政システムとして、重要な

役割を果たすことになる。本稿においては、改正された住基法の概要と住基ネットワークシステムの果たす役割等について説明する。

今回の改正は、大きく分けて①事

務の簡素化・効率化に関する事項、②本人確認情報の利用等に関する事項、③本人確認情報の保護等に関する事項の三つからなるが、これらについて述べていく。

2 事務の簡素化・効率化に関する事項

(1) 住民票コードの設定

住基ネットワークシステムの基本的な構成要素になるのが、住民票コードの設定である。住民票コードは九桁の数字と一桁のチェックデジットからなり、あらかじめ

都道府県知事から指定された乱数群の中から、市町村長が住民一人ひとりについてアト・ランダムに割り当てる。住民票コード自体からは、いかなる個人情報も判別できない。住民票コードが新たに設

定されたことに伴い、従来の十三情報に加え「住民票コード」が住民票の記載事項になる（第七条）。市町村長は、住民票の記載をする場合、転入者については、当該住民に係る従前の住民票に記載されていた住民票コードを記載するところとなる。市町村を越えて住所移動を行っても原則として同じ住民票コードを継続して使用するとともに、出生等いずれの市町村においても住民基本台帳に記載されたことのない者については、都道府県知事から指定された住民票コードのうちから他の者に使用したものとの異なる住民票コードを割り当てることで、全国を通じて重複しないものとなる。

の措置を講ずる」旨の附則が追加されたところである。

(1) 「国民総背番号制」では?

議論になつた主な点を紹介する。まず、住基ネットワークシステムは、国民総背番号制つながつていくのではないかという懸念が示された。しかし、住基ネットワークシステムは、①管理の主体は、市町村であり、国が一元管理するシステムではなく、国は単なる制度の利用者に過ぎない、②保有される情報は、氏名、生年月日、性別、住所の四情報、住民票コード及び付記情報のみであること、③国等への情報の提供は、法律上の根拠が必要であり、かつ、目的外の利用を禁止している等、個人情報の一元的に収集・管理することは、法律上認められないシステムになつていて。このように、国が共通番号を基礎にして、様々な個人情報を一元的に管理するとともに多目的に利用する「国民総背番号制」とは、異質なシステムといえる。

(2) 民間にプライバシー情報が流出する?

確かに、住民基本台帳等に記載されている個人情報が流出する事例が、残念ながら過去に発生したことがある。しかし、これらのことをもって、この制度に反対する主張が一部に見られたが、住基法

の改正と個人情報の流出等は別の次元の問題である。改正住基法の個人情報の保護は、現在考へ得る最高水準のものといわれており、

また、住基法の改正論議を通して個人情報の保護の必要性が強く認識されるようになり、国の個人情報保護法の改正や地方公共団体の個人保護条例の制定等の動きにつながっている。住基法の改正が、個人情報保護施策の推進に大きな成果を發揮しているのが実状である。

(3) 本人確認情報の保護に関する具体的措置

では、改正住基法では、本人確認情報について、どのような保護措置がとられているのか具体的に説明する。

①本人確認情報を四情報に限定
広範な個人情報が集中的に管理される事態を回避するために、前述のとおり本人確認情報は四情報等に限定される。

②目的外利用等の禁止

本人確認情報を提供する機関及び利用目的等については、法律の別表で定め、追加等は法律改正が必要になる。法律に規定する場合を除き、本人確認情報を利用し、又は提供してはならないこととされている(第三〇条の三〇第一項)。また、指定情報処理機関についても、同様の規定が設けられている(第三〇条の三〇第二項)。

③関係職員の守秘義務

本人確認情報の事務に従事する市町村又は都道府県の職員等については、その事務に関して知り得た秘密又は本人確認情報等の事務個人情報の保護の必要性が強く認識されるようになり、国の個人情報保護法の改正や地方公共団体の個人保護条例の制定等の動きにつながっている。住基法の改正が、個人保護施策の推進に大きな成果を發揮しているのが実状である。

市町村長などのシステム構築主体や本人確認情報の受領者以外の民間等の住民票コードの利用等を禁止している。

まず、市町村長等以外の者は、何人も、第三者に対し、当該第三者等の住民票に記載された住民票コードを告知することを求めることは禁止される(第三〇条の四三第二項)。特に、市町村長等以外の者が、契約の際、相手方に対し住民票のコードの告知を求めてはならないとされている(第三〇条の四三第二項)。例えば、ロードコードの提示を求めるることは禁止される。

このほか、専用回線の開設、暗証番号の設定、住基ネットワークシステムのデータベースとの結合の禁止(第三〇条の四三第二項)など万全の保護措置がとられている。

市町村の執行機関は、住基法に規定する事務又は同法により本人確認情報の提供を求めることがでるべきこととされている事務の遂行に必要がある場合を除き、何人に

票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない(第三〇条の四二第一項)。また、県の執行機関、指定情報処理機関及び情報の提供を受ける国の機関等についても同様とされている(第三〇条の四二第二項、第三項、第四項)。

⑥民間の住民票コードの利用制限
市町村長などのシステム構築主体や本人確認情報の受領者以外の民間等の住民票コードの利用等を禁止している。

まず、市町村長等以外の者は、何人も、第三者に対し、当該第三者等の住民票に記載された住民票コードを告知することを求めることがでるべきこととされている事務の遂行に必要がある場合を除き、何人に

5 住民基本台帳カード

住民が住基ネットワークシステムを利用して、そのメリットをより効果的に活用できるようにするために本人の申請により、全国共通の様式のICカードを交付することになる（第三〇条の四四第一項及び第三項）。このカードは、申請事務等の際の住民票の代わりに利用されるとともに、カードには、八千字までの情報を記録でき、

6 各市町村における準備

この改正住基法は、公布の日から起算して三年以内で政令で定める日から施行になる。ただし、前述したとおり「個人情報保護に関する処置を講ずることについての附則は公布の日から、制度実施準備に必要な事項については一年以内、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化及び住民基本台帳カード関係については五年以内で政令で定める日から施行になる。今回の改正により市町村にとって以下のような準備が必要になる。

(1) システムの整備等

まず、住基ネットワークシステム構築に要する経費についてだが、自治省の試算では、システムの基

本的な導入経費は三百九十五億円、システム稼働後の毎年要する経常経費が百九十八億円と見込まれている。

個々の市町村の経費の具体的な積算を始め、住民票カードの振り分け、各市町村で導入している住民基本台帳電算システムに接続するコミュニケーション・サーバーの仕様等、詳細な事項は、今後、ブロック毎に「推進協議会（推進母体）」を組織し、協議していくことになる。

(2) 個人情報保護条例の制定

前述したが、衆議院の修正で個人情報保護のための法整備に関する附則が追加されたのを受けて、現在、国においては、改正が検討

市町村は空き領域を利用して条例により独自利用ができるようになる。このカード一枚で、公の施設の利用権、福祉サービスの提供等行政サービスの向上に幅広い活用が期待できる（第三〇条の四四第八項）。カードの様式その他必要な事項は、自治省令で定められることになる。

7 終わりに

情報化は、二十一世紀の大きな潮流である。好むと好まざるに合わせ、私たちもこの潮流と向かわらず、私たちはこの潮流と向かい合わなければならない。ただ流れに身を任せたままに流れていくか、主体性をもつて事に取り組むのかで、結果は大きく違つたものになる。分権型社会は、そういう社会である。住基ネットワークシステムも空きメモリーの利用など

平成十年四月一日現在における全国の個人情報保護条例の制定状況は、市区町村等は千二百八十九団体が制定している。約四割近い団体が個人情報保護条例を制定している。県内の状況は、個人情報保護条例を有する市町村は、十三団体（平成十一年四月現在）のみで、全国平均を大きく下回る二割の制定率に過ぎないのが実状である。また、そのほとんどが、電子

されている。附則は、単に国における個人情報保護のための法整備だけでなく、地方公共団体にも個人情報保護条例の制定等個人情報保護の処置を講ずることを求めるものである。

平成十年四月一日現在における個人情報保護条例の制定状況は、市区町村等は千二百八十九団体が制定している。約四割近い団体が個人情報保護条例を制定している。県内の状況は、個人情報保護条例を有する市町村は、十三団体（平成十一年四月現在）のみで、全国平均を大きく下回る二割の制定率に過ぎないのが実状である。また、そのほとんどが、電子

計算機処理に係る個人情報のデータ保護に関する内容のものである。未制定の市町村は、制定を、制定済みの市町村も個人情報の保護に値する内容の条例に改正する必要がある。

(3) 空きメモリーの活用方法の検討
また、住基カードの空きメモリーを独自でどのように活用するかも検討を進める必要がある。図書館やスポーツ施設など施設利用、介護保険におけるホームヘルプサービスなど行政サービスの向上につなげることが大切である。

滑り進めるためには、個人情報保護条例の制定などを通して個人情報の保護の徹底を図ることにより、住民のこのシステムに対する信頼を揺らぎなきものにすることが極めて重要である。その意味で、拙稿が改正住基法を理解するのにいささかなりとも役立つことを願い結びとする。

また、様々な分野への活用を円

別表に規定する事務

◆別表第三

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
都道府県知事	恩給の支給(恩給法) 指定疾病の認定(公害健康被害の補償等に関する法律) 旅行業法で委任された事務(旅行業・旅行業者代理業の登録)(旅行業法) 職業能力開発促進法で委任された事務(職業訓練指導員試験の実施)等(職業能力開発促進法) 建設業の許可(建設業法) 浄化槽工事業の登録(浄化槽法) 宅地建物取引業の免許、宅地建物取引主任責任者資格の登録(宅地建物取引業法) 二級建築士・木造建築士の免許(建築士法) 危険物取扱業者免状の交付、消防設備士免状の交付等(消防法)

◆別表第四

提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
公告健康被害の補償等に関する法律施行令で定める市(特別区を含む。)の長	指定疾病に係る認定(公害健康被害の補償等に関する法律)
市町村長	同一都道府県内の他の市町村に住所を移した選挙人が従前の市町村において都道府県の議員又は選舉の投票をする場合において提示することとされている文書の交付(公職選挙法)
市町村長	非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職賃金の支給(消防組合法)

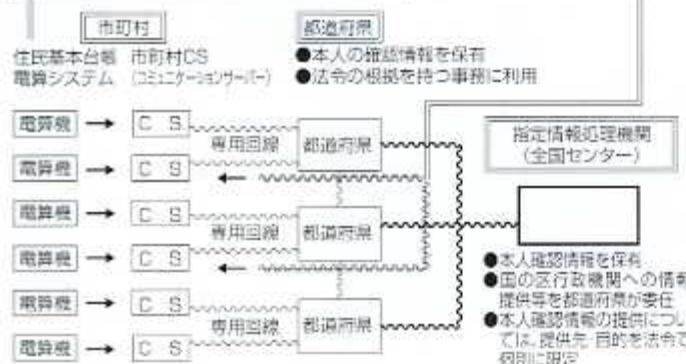
◆別表第五

1 恩給の支給(恩給法)
2 指定疾病にかかる認定(公害健康被害の補償等に関する法律)
3 一般旅券の記載事項の訂正等(旅券法)
4 児童扶養手当の支給(児童扶養手当法)
5 特別児童扶養手当等の支給(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
6 旅行業法で委任された事務(旅行業・旅行業者代理業の登録)(旅行業法)
7 通訳案内業の免許(通訳案内業法)
8 職業能力開発促進法で委任された事務(職業訓練指導員試験の実施)等(職業能力開発促進法)
9 建設業の許可(建設業法)
10 浄化槽工事業の登録(浄化槽法)
11 宅地建物取引業の免許、宅地建物取引主任責任者資格の登録(宅地建物取引業法)
12 二級建築士・木造建築士の免許等(建築士法)
13 危険物取扱業者免状の交付、消防設備士免状の交付等(消防法)

19

住民基本台帳ネットワークシステム概念図

現行制度	本人確認情報(住民基本台帳から現定 4情報(名・住所・性別・生年月日) ・民事コード(全国共通の重複しないコードを市町村が記載し、汎用性の 中からランダムに記載し、請求に 応じ変更可能) 付随情報(変更年月日・理由)
------	---



◆別表第一

提供を受ける国の機関又は法人	事務
総務省	恩給等の支給(恩給法・執行留法・国会議員互助年金法)
科学技術庁又は指定法人	技術士試験の実施、技術士・技術士補の登録(技術士法)
国土庁	不動産鑑定士、不動産鑑定士補の登録(不動産の鑑定評価に関する法律)
国家公務員共済組合連合会 日本私立学校振興・共済事業団 農林漁業団体職員共済組合 地方公務員共済組合 地方議会議員共済会	共済年金の支給(国家公務員共済組合法) (私立学校教職員共済法) (農林漁業団体職員共済組合法) (地方公務員等共済組合法) (地方公務員等共済組合法)
厚生省	既婚者家族に係る遺族年金等の支給(既婚者家族等遺族法)
運輸省 指定法人	旅行業の登録、旅行業取扱主任者登録の実施(旅行業法) 地域伝統芸能等通訳案内業認定の実施(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律) ホテル・旅館の登録(国際観光ホテル整備法) 航空機の登録(航空法)
気象庁	気象予報士の登録(気象業務法)
郵政省	無線局の免許(電波法)
労働省 雇用促進事業団 指定法人	義務災害又は過動災害に関する保険給付、労働福祉事業の実施(労働者災害補償保険法) 免許、免許試験(労働安全衛生法) 作業環境測定士の登録(作業環境測定法) 未払賃金額等の確認(賃金の支払の確保等に関する法律) 求職者給付金の支給、雇用安定事業、能力開発事業又は雇用福祉事業の実施(雇用保険法) 雇用転換給付金の支給(雇用対策法) 技能検定の合格証書の交付(職業能力開発促進法)
建設省 指定法人	建設業の許可、技術検定の実施、監理技術者資格者登録の交付(建設業法) 浄化槽設備士免状の交付(浄化槽法) 宅地建物取引業の免許(宅地建物取引業法) 一級建築士の免許(建設士法)
地方公務員災害補償基金 人相馬又は実施機関 防衛省	公務災害又は過動災害に対する補償、福祉事業の実施(地方公務員災害補償法) 公務災害又は過動災害に対する補償、福祉事業の実施(国際公務員災害補償法) 公務災害又は過動災害に対する補償、福祉事業の実施(防衛省の職員の給与等に関する法律)
地方公務員共済組合 地方公務員共済組合連合会	特別徴収に係る保険料額の徴収等(介護保険法) 特別徴収に係る納入金の納入の経由等(介護保険法)
消防団員等公務災害補償等共済基金 又は指定法人	消防団員等福祉事業の実施(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律)
指定法人	危険物取扱業者試験、消防設備士試験の実施(消防法)

◆別表第二

提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
公告健康被害の補償等に関する法律施行令で定める市(特別区を含む。)の長	指定疾病に係る認定(公害健康被害の補償等に関する法律)
市町村長	同一都道府県内の他の市町村に住所を移した選挙人が従前の市町村において都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合において提示することとされている文書の交付(公職選挙法)
選舉管理委員会	同一の都道府県内の他の市町村に住所を移した選挙人に当該都道府県の議員又は長の選挙の投票を行わせること(選挙権の確立)(公職選挙法)
市町村長	非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職賃金の支給(消防組合法)

山梨県東部広域連合設立までの歩み

山梨県東部広域連合事務局長 織田宗覚

山梨県東部広域連合は、県内初（全国で五十番目）の広域連合として去る九月一日に誕生しました。

構成市町村は都留市、大月市、秋山村、道志村、上野原町、小菅村、丹波山村の七市町村です。その設立までの経過について説明します。

まず最初に本圏域の概要についてですが、富士五湖の一つ山中湖を源流とする桂川に沿ってその河岸段丘に都留市、大月市、上野原町の二市一町が位置し、その南側に秋山村、道志村の二村が、北側に小菅村、丹波山村の二村があり、東京都、神奈川県及び埼玉県に接する本県の「東の玄関口」にあります。

本圏域は、市町村間が平坦地で結ばれていらないという地理的にも特異な地域ではあります。交通機関は、鉄道ではJR中央本線、富士急行線が、道路では中央自動車道、国道20号と国道139号が核となっており、インター（エンドジ）も、上野原、大月、都留の三か所にあることから、新宿から大月まで一時間足らずと、山間地で

ありながら交通の利便性に優れた事務組合、事業団を設立し、管理

圏域となっています。

圏域内の面積は八百四十六平方キロメートルで、岐阜広域市町村圏に次ぐ面積を有しますが、可住面積率は一〇・九%で県内では最も狭く、また、人口も約十万二千人で甲府地区圏域に次ぐ規模を持ちながら、人口密度は一二〇・八七と一番低くなっています。

これまで本圏域の広域行政については、東部広域市町村圏協議会を中心に進めてきましたが、県内八圏域の広域行政機構の中で本圏域だけが法人格を持たない協議会組織でした。この協議会は昭和四十五年に設置され、これまで広域市町村圏計画、新広域市町村計画などの策定を主に運営してきました。この協議会の外に事務の共同処理として、昭和四十年に大月都留広域事務組合（ごみ処理等：大月市、都留市）、昭和四十六年に東部養護老人ホーム組合（都留市、大月市、上野原町、秋山村、道志村、小菅村、丹波山村）、平成五年には東部地域広域水道事業団（大月市、上野原町）など一部

運営に当たってきました。また、上野原町、秋山村、藤野町（神奈川県）の二町一村では協定を結び、それぞれの公の施設で可能な施設を当該町村の料金で使用できる「相互利用制度」を確立していますが、こうした制度は全国的にも注目を集めています。

本圏域内におきましては、このように広域的な視野にたつた住民サービスを、より効率的に処理していくため、事務の共同処理に最大限の努力を傾注してきたところです。これをさらに圏域内での

一體的な処理を検討すべく、平成九年七月に山梨県東部地域広域行政研究会を発足させ、構成市町村の企画担当課長が中心となり、また一般住民にも参画していただけた一般研究会において都合十回の討議を重ね、短期的、中期的、あるいは長期的な視野に立った課題についての方向付けを行ってきました。ささらに消防についても、消防広域化検討委員会を設置し、その下部組織として三本部の職員が具体的な取り組みがスタートし、本

報告を踏まえる中で、数度となく幹事会を開催し、昨年十二月に構成市町村長の協議会において、この協議会を発展的に解消し、法人化するわち広域連合を、平成十一年十月一日を目処に設立することで合意がなされたところです。これにより広域連合設立のための具体的な取り組みがスタートし、本年三月の協議会では具体的な事業認定審査会の設置及び運営、東部養護老人ホームの管理運営、介護らなる消防部会を設置して圏域内の広域化について検討を行いました。



9月1日の発足式で、あいさつをする天野知事

こうした研究会、検討委員会の

今回、東部七市町村において広

域連合制度の導入を決めたことは否
介護保険が契機となつたことは否
定できませんが、介護認定審査会
の設置及び運営だけを捉えれば、
事務の共同設置あるいは一部事務
組合でも可能です。しかし広域連
合制度は、ご承知のとおりその区

連合

8月4日の調印式で握手をする7市町村長



の事務でなくともその処理が可
能となつたことから、一部事務組
合に比べ非常に彈力性に富んだ制
度であり、また、今日の多様化し
てある広域行政需要に対応してい
く上で時代にマッチした制度であ
ることから、今回の導入となつた
ものであります。

広域連合への移行が比較的スム
ーズにできた背景には、先程申し
上げましたように、過去に部分的
であれ事務の共同処理に前向きに
取り組んで来たという地域の特性
があつたと考えています。

これまで協議会の事務局は、構
成市町村の一つにおいて担当して
きましたが、広域連合設立のため
事務局に専任の職員を配置するこ
とにになり、本年四月一日に都留市、
大月市、上野原町の二市一町から
それぞれ二名の職員が協議会に派
遣され、事務局長、総務担当二名、
介護保険担当三名の組織でスタート
しました。

事務局での最初の仕事は、協議
会の廃止、東部養護老人ホーム組
合の解散、東部広域連合の設立議
案について構成市町村議会の議決
を得ることでした。当初広域連合
の設立は十月一日を予定していました
が、介護認定審査会が十月一
日から始まるところから急きよ九月
一日の設立に変更しました。この
ため、五ヵ月間で設立しなければ
ならないという日程的に非常に嚴
しいスケジュールを強いられるこ
とで、組織する自治体相互に共通する同
地域の住民に直接請求を認めたこと、
地方分権の受け皿として国・県か
らの権限委譲が可能な外、広域連
合が処理する事務についても「広
域にわたり処理することが適当で
あると認められるもの」であれば、

となりました。「夏休みは九月
になつてから」を職員の共通認識
として、百本近い条例・規則の制
定に向けての作業や、九月一日か
ら執行しなければならない予算作
り、職員の給与や共済組合の関係
の事務などに東奔西走の毎日でし
た。

八月四日には平嶋県総務部長、

山下県議会議長のご臨席を頂く中
で山梨県東部広域連合設立調印式
を挙行し、八月五日付で県に設立
許可申請書を提出し、同月十日付
けにて知事より設立許可が出され
ました。条例、規則、暫定予算等
について幹事会、協議会の審議を
経て九月一日設立の日を迎えるま
で。当日は、午後二時から広域連
合事務所において市町村長の投票
により広域連合長の選挙を行い、
初代広域連合長に小林義光都留市
長を選出しました。職員の辞令交
付の後、午後三時からは天野知事
をはじめ多くの来賓の方のご出席
をいただき、山梨県東部広域連合
の看板が、天野知事から小
林広域連合長に手渡されました。天野知
事の揮毫による「山梨県東部広域
連合」の看板が、天野知事から小
さな大きなか手が沸きあがつたと
きには、感概無量でした。

今、振り返って見れば、この五

か月が非常に忙しくあつとい
う間に過ぎてしまつた感がします。
本年は統一地方選挙の外、本選
程調整も思つたほど簡単には運び
ませんでした。こうした状況の中
で、法人化の検討から設立に至る
まで微に入り細を穿つ県の皆様の
暖かなご指導とご協力があればこ
そ設立ができるものと深く感謝
しているところです。

今日、道路網の整備あるいは通
信技術の目覚ましい発達により、
広域行政に寄せる期待は非常に大
きなものがあります。また、地方
分権一括法の成立により、自治体
の自主性、自立性が高められる反
面、今まで以上に自治体の自己決
定、自己責任が一層強く求められ
てくることが予想されています。
地方自治にとりまして転換期に差
しきりつつある今、広域連合も
同様に費用対効果を十分考慮し、
効率的な運営を目指していくしか
ねばならないと考えています。広
域連合という組織はできたが、こ
れを本当に意義のあるものにする
ためには、今後この広域連合にお
いてどのような取り組みをしてい
くかにかかるおり、皆様方の更
なるご指導をお願いするものであ
ります。

山梨県町村会主催 町村職員海外研修リポート

町村職員海外研修に参加して



中 村 長 年
境川村役場

平成十二年度山梨県町村会海外視察研修(前回)に参加する機会を与えられ、貴重な体験をすることができました。

ユーラシア大陸の西端部を中心とするヨーロッパのうち、ドイツ、フランス及びスウェーデンの二カ国を視察して参りました。

飛行時間十二時間・時差七時間は、遠い国というイメージが実感となりました。

フランクフルト空港到着後、バスはハイデルベルクに向かいました。アウトバーンの高速道路は全幅八車線という広さを持ち、ヨーロッパの道路のダイナミックさに先ず感動しました。

それぞれの国の街並は中世の建物が立ち並び、世界の先進的地位を誇っていました。

つた時代の遺産として、その健在ぶりは充分感じられ、「古代文化の伝統とキリスト教を軸とした文化的・精神的に形成された国々」との印象を強く受けました。

視察報告については、一ヵ国にしまり報告します。

最初に、スウェーデンのストックホルム市にあります障害者・高齢者福祉施設の「キスター・サービスハウス」についてですが、収容人員一百二十名(うち、介護の必要なお年寄り百二十名)をスマップ数七十名、年間運営経費千八百万クローネ(一億七千万円)により、市で運営されています。福祉サービスの内容は、一人暮らし老人のデイケア・ホームヘルプサービスと老人性痴呆患者へのケアサービスがあり、さらには近隣に住む人のためのオーブンサービスも行っていることでした。

医療と介護サービスの区分けについては、必要に応じたサービスを提供することに重点を置き、老人医療専門の医師により、施設において医療行為も行っているようです。職員のほとんどが看護士の資格を有しており、医師の指示がなくとも、一部の医療行為を行えることができるようになっています。

県内の町村職員(十三名)は、山梨県町村会主催の町村職員海外研修視察団として、環境行政等の視察のため、猛暑に包まれた日本を離れ、ヨーロッパの大地に降り立ちました。一行は、ドイツ・スウェーデン・フランスを訪問し、「ごみ処理対策」「高齢者介護保険制度」「グリーンツーリズム」についての先進的な取り組みを視察し、自己研鑽を積んできたところです。今回は、視察団の正・副団長から、現地での研修内容について、その一端を報告していただきます。

また、職員体制は、八つの活動班と二つの横割班とに分かれており、活動班は二つずつグループを担当し、二週間で「サイクルとなっています。横割班は高齢者、痴呆性老人の区分けを超えた活動を展開していることも特徴の一

方、入所者の負担については、年金受給者からそれぞれの負担金を徴収していますが、負担後の手取り金額が千六百八十五クローネ(一万五千二百七十五円)は保障されていること、低所得者は看護サービス料金の割引制度があること、助成金については、ストックホルム市から一人一日七百八十セクローネ(二万九千八百五円)が支給されていることなど、金体としては高福祉国家として頗けるところでした。

建物については、民間人から借りていますが、良い環境に恵まれており、施設も日本に見られるような施設独特の臭いは全く無かつたことも印象的でした。

次に、フランスのグリーンツーリズムについてであります。

農家民宿(ジット)は、一九五〇年頃から農家の環境改善や過疎対策と農家の副収入の確保として始まったもの



町村職員海外研修視察団(フランス・ソーヌ・ロアール県にて)

のであり、併せて、休暇の長いヨーロッパのバカンスとが有機的に結びつき定着したものと考えられます。現在、フランスでは四万三千軒のジットがありますが、大別すると、シャンブルド・オット（ホテルに似たジットで食事の用意がある）とジット・ド・エタップ（十五人位の団体が対象のジット）とジット・ド・サンファン（子どもたちを対象とした林間学校のようなもの）があり、その他ジット・ド・ユラル（トートを借り切る貸別荘のようなもの）があります。

ジットと利用者の間は、インフォメー

ションセンターにより予約から料金の支払いまで行われており、これも日本の民宿とは異なつたところであります。

ジットの経営においても基準が設けられており、特に、食事提供は厳しい基準があるとのことでした。また、ジットでの収入が農家全体の収入の四十ペーセントを超えてはいけないことになつておらず、ジットの生まれた背景を感じられました。

今回の海外視察研修の中で行われた公式訪問のうち、フランスのソース・エ・ロアール県への表敬訪問に際しては、ジエラルド県議会副議長さんをはじめ三名の県議会議員さんから大変な歓迎を受けました。山梨県との友好交流が進んでいることもあり、意義深い訪問となりました。

また、グニヨン・ブルボン両市の表敬訪問についても、それぞれの市長さんをはじめ多くの方々から歓迎を受け、友好の一助としての責任が果たせたと考えております。

百聞は一見に如かず



白根町役場
伊藤 尚武

と大いに感心もする。

ドイツで気がついたのは、自転車専用道があり自転車の多いこと。また、歩道や建物の出入口や窓に沢山の草花が飾られており、花のある街に心の温もりと安らぎを感じる。道路沿いには、空き缶等を入れるコンボストが整然と置かれ、ゴミの散乱等は見かけない。

少しばかりの知識では一抹の不安があり、気がつくと成田発の飛行機の中。地図の上でしか見たこともない地形が眼下に広がっていた。

ドイツのフランクフルト空港に降り立つと、見るもの全てが日本とは大違い。バスカードの提示はしたが、ビザは不要。これがドイツ合理主義の一例だと後で聞く。手にした金は円から「マルク」、乗るバスは日本では見かけない「ベンツ」、道路は無料の高速道路「アウトバーン」、驚いているうちにハイデルベルクへ。もちろん言葉も肌の色も違うホテルマン。

そしてフランスへ。

西ヨーロッパ最大の農業国

西ヨーロッパ最大の農業国で、面積は日本の二倍、パリの南、ブルゴーニュ地方のソース・エ・ロアール県での「グリーン・ソーリズム」農家民宿での体験宿泊と視察。農家民宿をジットと言い、全てフランス・ジット協会に加盟している。農家の若者の都会への流出や環境改善等の対策と併せて、中世の城や館、大きな農家や民家を宿泊できるように改修して、バカンスを楽しむ人々に広く提供している。ジットの利用は、全てインフォメーション、センターを通すこと決められているが、根本的に日本とはバカンスの考え方や楽しみ方が違う。古城や教会巡りに

はサイクリングが多いとの説明に、これも環境に優しい考え方の現れなどと実感する。

県都マコン市をはじめ、グニヨン市及びブルボン・ランシーでの熱烈歓迎ぶりに燃えるような心意気が感じられた。頗るくば、もう一度行って見たいドイツとフランスでの研修でした。

「まさに百聞は一見に如かず」生涯忘ることの出来ない良い思い出の一つとなりました。



ドイツ・ハイデルベルク市の環境行政について【ごみ処理プラント視察】

この際、例規集をオーバーホールしよう!!

地方分権一括法が七月十六日に公布され、平成十二年四月に施行されることとなつた。

各市町村では、機関委任事務の廃止や地方自治法第一四条第二項（義務を課し、権利を制限するには条例によらなければならぬこと）の改正等に対応し、条例、規則の改正作業に取り組んでおられると思う。

県市長会、県町村会、県市町村により構成される山梨地方自治研究会においても、市町村において条例化が必要なもの調査を行なう。その結果について各市町村に情報を提供したことである。（詳

細については、「山梨自治の風
分権情報No.5」を参照）

この調査は、いくつかの市町村を抽出し、その市町村の例規集に掲載されたすべての条例、規則について地方分権一括法の施行に伴い整備すべきかどうかの検討を行つたものである。この作業の中で、

たものなど、いくつか改正、廃止すべき条例、規則等が見受けられた。

地方分権一括法の施行に向け、少なからず条例、規則を制定又は改正しなければならないが、この際だから、各市町村で条例等を見直して、例規集をオーバーホールしたらどうだろう。

法律の廃止に伴い廃止すべきもの。

◆「伝染病予防法」の廃止に伴い、「伝染病棟条例・同施行規則」、「伝染病費用徴収条例」等を廃止する必要がある。

◆「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」の廃止に伴い、「同法施行細則」を廃止する必要がある。

※これらの条例・規則の効力はないが、廃止しておくことが望ましい。

法律の制定・改正に伴い改正すべきもの。

◆「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」の制定に伴い、「心身障害児童福祉年金条例」、「心身障害者医療費助成条例」その他条例、規則、規程で「精神薄弱者福祉法」を引用している規定を「知的障害福祉法」に、また「精神薄弱者」の用語を用いている規定を「知的障害者」に改める必要がある。

◆「公営住宅法」の一部改正に伴い「住宅設置管理条例」で「住宅管理員」を引用している規定を「第二十三条」から「第三十三条」に改める必要がある。

※法律の改正に伴う引用条項の移動については精査する必要がある。

週休一日制の導入に伴い規則、規程を改正、廃止すべきもの。

◆地方自治法第二二八条において、

使用料等に関する事項については、条例で定めることとされており、条例に規定すべき事項は、納入義務者、金額、徴収の時期及び方法等であるとされている。

このうち金額については、当該条例中に規定しておくべきで、金額そのものを条例から規則へ委任してしまうことは、適当でないと解

釈されている。これは、住民が負担することとなる使用料の額を住民の代表である議会の審議を経ることなく決定することは適当でないという考え方からである。

公の施設の設置管理条例等で、使用料の額を規則に委任しているものがあるが、条例中に規定する必要がある。

すべき事項について規則に委任し

苦言

提言

山梨県ボランティア協会事務局長
岡 尚志



◆ 地方分権と市民参加の時代

昨年十一月に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行されました。また、本年七月には「地方分権」「市民参加」へと着実に動き出しております。社会の仕組みが、官や中央主導の構造から変革し、「市民」人ひとりが考え、参加し、市民主体の地域社会づくりに向けられています。これらのボランティアな市民活動が活発に展開されることによって、新しい「市民参加型社会」の幕開けとなる画期的な時代を迎えています。

今後ますますニーズが多様化の一途をたどる社会を構成する主体者は、行政と企業だけではなく、「公共性・公益性・福祉性(広義の福祉)」を担うもう一つのセクターとして、NPO(民間非営利団体)の活動が不可欠とされています。そ

こに市民の主体的・自律的なボランティア活動の原点があります。

しかし、一方ではボランティア活動に関する心があくとも、きっかけがない、仲間がない、活動の場がないという潜在ボランティアが多いのも現状です。このように多様なボランティアが何らかの動機づけによって地域社会の支え手となるためには、市町村行政や社会福祉協議会、ボランティアセンターなどの民間団体が、身近な地域でのボランティア活動の活性化をはかる機能が求められています。

その具体策として、生涯各期にわたるボランティア教育が急務であります。また、実践を通した人づくりの場として、住宅福祉事業等への参加・協力を促す支援策として「学習と合意形成」をはかるなど、ボランティア活動の場を開拓・拡大することが、市民参加型社会の基盤整備に必要な条件となります。

◆ 市民参加型社会の基盤整備

本来、ボランティアな市民活動は「自主・自前の原則」に基づくものです。誰かが必要感と問題意識を持って行動し、仲間を求めて「この指止まれ方」でネットワークづくりをしながら輪が広がります。そ

市町村行政とボランティア パートナーシップの仕組みづくり

ここに市民の主体的・自律的なボランティア活動の原点があります。

行政も民間も、それぞれの特性や違いを認めあいながら、同じ土俵に立って持ち味を發揮し、協力しあつて働きかけあいながら創出する手法は、これから地域社会づくりに重要な意味をもたらします。

そして、その過程において未経験から来る誤解とか過去の因習や固定観念を超えた柔軟な発想転換が求められています。介護保険制度によつて、今までの福祉行政の仕組みが変わります。そして、在宅福祉を主軸とする老人保健福祉計画、地域福祉計画の実施にあたつて、地域住民のニーズに対応した新しい施策が求められます。また、制度だけでは解決しない課題に対して、住民相互の連帯による「共生・共助」の仕組みづくりなど、ボランティアの果たす役割もますます重要視されることがあります。

世紀末の混沌とした変革の時代だからこそ今、豊かで幸せが実感できる共生社会の創造をめざして、相互乗り入れの信頼のパートナーシップを発揮する自覚と行動が待たれています。「もとに支えあい結びあうやまなし」をキヤウチフレーズとして、公私協働による県民ボランティア運動の輪とともに広げましょう。

がんばっていま～す!!

市町村からこにちは!

白根町 武藤 完(峠中地方振興事務所)

白根町役場企画課に勤務してから1年半が経過しました。この間、市町村合併や地域振興券、地方分権一括法等、新聞紙面をにぎわす話題や事業が起り、それらが町に与える影響等を「肉眼」でみることができたことは、私にとって、貴重な体験となっています。

また、数多い業務を、次から次へとこなしていく役場職員の皆さんとの事務処理の迅速さと、事務能率を上げるために工夫からは、たくさんのものを学ばせてもらっています。役場の仕事をしていて、特に感じるのが、「市町村行政は小売店のようなもの」ということでしょうか。つまり、消費者(住民)とダイレクトに接しているから、売り上げ(反応)がすぐに返ってきます。消費者(住民)から喜ばれる商品(事業)を考え店頭に並べなくては(広報しなくては)ならないし、そして、「地域から愛される店」となるため、また、販売コストを削減するためにも、「住民参加」をいかに取り入れていくかを念頭に置かなければなりません。まさに、役場は行政事業の最前線であり、最先端であることを痛感しています。

都留市 井上文伸(南都留地方振興事務所)

昨年4月より人事交流で都留市に派遣されています。このような交流制度自体が始まったばかりで、様子が聞ける先輩もいないので、当初はどのように都留市の職員と接していくべきか非常に不安でしたが、とてもフランクに仲間として扱っていただき、気兼ねなく仕事をさせてもらっています。私が担当している仕事は今が旬の介護保険です。新しい制度導入の準備なので、試行錯誤の連続です。厚生省の分厚い資料の読みこなし始まつた仕事は、府内体制の確立、県及び広域の中での調整、住民説明会等の広報活動と多岐に渡り、あっという間に1年半が過ぎようとしています。残された準備期間の中でどこまでできるのか、不安とプレッシャーを感じながら良い経験をさせてもらっています。

勝沼町 伊藤 宏(耕地課)

私が、本年4月に農務部耕地課より「ぶどうとワインと花の町」勝沼町に派遣され早くも半年が過ぎました。この間、日々今までとの仕事の違いに戸惑い関係者の方々に迷惑をかけながら頑張っています。現在、地域振興課で建設及び農業土木の業務を担当していますが、勝沼町は町のPRにもある様に全国でも有名な農業地域ですので、地域の皆さんとの農業に関する要望、関心はとても高く、日々の努力している職員の方々に接し感心させられます。そんな中での2年間の研修期間ですが、日々自分に目標を持っていろいろな事を学び、これからは仕事に生かせるよう頑張りたいと思います。最後になりましたが、毎日が新しい発見で楽しく過ごしています。これからは皆さんにぜひ人間交流で新しい場所での仕事をお勧めしたいと思います。



県と市町村との職員交流が、昨年4月からスタートしました。今回は、県から市町村へ、市町村から県にそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

上野原町 鈴木良明(北都留地方振興事務所)

酒まんじゅう、せいだのたまじ、食堂「成田屋」といえばどこでしょう? 答えはそう私の派遣先、県東部の雄、上野原町あります! 人事交流においての魅である上野原町は、これまで多くの町職員を県庁に派遣しています。町に県庁の職員を受け入れるのは私が初めてであり、職員の皆さんも興味津々だったみたいですが、限りなく二枚目に多い私に共感を持っていただいたのか、とても優しくしていただけています。大月市七保町慈野から通勤する私の胸に今去来する「僕は幸せだな~。上野原にいるときが一番幸せなんだよ~」というはぬらざる気持ちであります。



地下足袋に手拭い姿がすっかり板につきました! 選挙の投票事務も任せなさい! そんな楽しい毎日です。違った環境で、いろんな経験をするのはいいものです。その中で県と町の橋渡しに少しでもお役に立てればと思っています。これからも頑張りますので暖かく見守っていて下さい。ちなみにせいだのたまじとは、馬鹿囃の煮っ転がしのことです。

石和町 鎌田秀一(東八代地方振興事務所)

昨年4月、県と市町村との人事交流職員の一人として、「果実と温泉の郷」石和町に派遣され、多少職場環境の違いに戸惑いながらも1年半が過ぎようとしています。振り返ってみると、県では経験することのない宿泊や町の各種行事への裏方参加など町職員の苦労を体験したり、また様々な機会に職員の方々から県に対する意見や要望、末端行政を遂行するまでの悩みなども聞くことができました。そんな話や自分の携わっている日常業務などを通じて県行政とはまた違った、住民に身近な町行政の難しい面も感じられます。今後、地方分権が具体的に進むにつれ市町村の果たす役割、責任はますます重要になります。その受け皿として広域行政の推進強化、市町村合併などの議論がされる中、職員の方々も町行政の進むべき方向について、不安を抱いているのではないかでしょうか。なにはともあれ残り約半年。町の職員として頑張りたいと思います。



出納局会計課 青山 好英(石和町)

平成10年4月より出納局会計課に、「東実と温泉の町石和町」より出向して参りました青山好英と申します。早いもので、もう1年6ヶ月が過ぎてしまいました。役場の時とは仕事の内容もまったく違い、コンピューターなど使ったこともなく本当に戸惑いの毎日でした。私は、出納決算担当ということで、支払審査入力、例月現金出納検査資料の作成、徴収事務委託の事務、調定伺い審査入力等を担当しています。仕事の内容について引継書を見たり同じ担当をしている人に聞いたりと覚えることが山ほどあり必死でしたが、その反面1日1日が新鮮な感じがしました。仕事の内容がある程度わからはじめた時には、すでに1年が過ぎていました。この間、県の財務会計システムについては、いろいろ勉強させていただき、私自身にとって本当にいい経験をしたと思っています。たまに、石和町の職員と一緒に一杯飲んだりしている時など、このシステムの素晴らしさについて熱く語ったりもしています。現在、石和町でも税務課、住民課で電算システム等の導入をしていますので、この財務会計システムをどうにか町でも活用できないのかと考えています。会計課で仕事をさせていただけるのも、残りわずかとなってしまいましたが、職員の皆様にご迷惑をかけないよう、精一杯頑張っていきたいと思います。また、石和町に帰ってからも、この2年間で培ったことを生かし町政発展のため精進していきたいと思っております。



健康増進課 山口 和裕(上野原町)

山梨県の東端の町「上野原町」から、今年4月に健康増進課にお世話になって早いもので半年が経とうとしています。当初は、今まで全く経験のない分野の仕事や、県と町との業務の流れの違いにとまどうことばかりで、周囲の皆様にご迷惑をおかけすることばかりでしたが、最近やっと仕事にも慣れてきました。また、早い起床時間、長い通勤時間にもなれ、最近は電車で寝るのが得意になりました。私は健康増進課で、調理師、栄養士、県民10歳以上返り運動補助金等の担当をしていますが、いずれも町では経験することのできないことばかりで、とても貴重な経験をさせていただいている。2年間の派遣期間の中で、自分がどれくらいのことを吸収し、町に帰ってどれだけ生きしていくことができるかを考えると、不安はありますが、あまり肩肘張らずに、県での仕事を楽しんでいこうと思っています。



長寿社会課 今井 慎一(甲府市)

異動になってしまった約5か月が過ぎましたが、まだまだ勉強が足りない毎日です。もともとスロースターターの方ですが、競馬で言う追い込み不発にならないように頑張らないと。とにかく2年間の間にいろいろなことを肌で感じて帰りたいと思います。さて、県に来てから起きたこと、思ったことを上げてみると(仕事以外)、まず体重が4キロ減りました。なぜかは解らないが太り気味だったのでラッキー。5月13日に指をカッターで切りました。結構切れたので直るのに2ヶ月かかりました。(まだちょっとしごれる。アンラッキー)パソコンが使えること。(ただし前のデータをなんとか自分のいいように直して使っているだけで、新しく作れません。)地下のカツカレーは市役所より安くてうまい(4月は週3日は食べていました。ただしメニューは市役所の方が多い、安い)などです。



県からこんにちは!

林業振興課 角田 弘樹(三富村)

私は「笛吹の里 みとみ」より交流事業で、平成10年4月より2年間、林政部林業振興課で林構・特産担当として研修しております。役場では事業課の経験はほとんどなく、いきなり本庁の林業振興課、それも2年間、いままで指導いただいた県職員の方と同じ空気が吸えることの喜びと、未経験から来る不安、全て気合いで頑張ろうとスタートした県庁生活ですが、配置と共に、林業構造改善事業をテーマとした会計検査、新規事業の検討、度重なる大規模な経済対策等、林野庁と協議する毎日、終電に間に合わず、甲府へ泊まる日も数多く、毎日挫折しきりました。しかし、私の職場環境は恵まれており、行き詰った時は、的確なアドバイスを頂き、情熱的な指導を下さる先輩方に支えられ、何とか最初の1年間を乗り切ました。2年目の今年は、仕事も一通り覚え、職場の先輩方の、仕事を見る鋭い切り口、俊敏な調整力、バイタリティー溢れる行動力は惚れ惚れするものがあり、これこそ私が2年間の中で培うべき真髄を、正に視た気がしました。残された6ヶ月で1つでも多くの事を吸収し、諸先輩方から得た英知を礎に、一生をかけて「三富村の為の橋を私なりに歌い続けて行きたい。」と思います。又、それが諸先輩方への恩返しであり私の生き様であると信じます。



障害福祉課 篠江 耕正(都留市)

昨年4月に派遣交流職員として障害福祉課に配属され、社会参加担当として障害者スポーツなどの業務を担当しています都留市役所の篠江耕正です。都留市からの初めての派遣交流ということもあり、当初は体力的にも精神的にもつらいことがありました。しかし、温かい先輩方の御指導や同僚のさりげないサポートにより、現在は快適に仕事をし、交流の輪を広げています。任期は来年3月末日ですが、これからもより多くのことを貪欲に学び、吸収し、得たものを市行政に生かし、市職員に伝えたいと思います。おわりに、アジア太平洋障害者の10年のキャッチコピーとして「あなたも、私も、弱くて、強い。」「欲しいのは、みんなが支え合って、生きていける環境づくり。」という言葉があります。このように私も、この地球の誰もが共に支え合いながら、生きがいと誇りを持って暮らすことができる社会(環境)づくりに微力ながら力をそいで参りたいと思います。



ちん・ぶん・かん・ぶん??

感珍 分聞

外国人から見た山梨・日本

28

私の目に映った日本の姿

県国際課

趙 景 順

(韓国忠清北道派遣職員)

日本への派遣が決まってから、生まれて初めて迎える外国生活への不安をなくすと、日本や山梨に関する様々な書物を読み、基礎知識をある程度身につけ、日本の土を踏みしめました。初めて見るはずの風景、人々、そして建物までもが、どこか見慣れたような様子であるため、本当に近い隣国であることを実感しつつ、ごく自然に日本の生活に触れていましたが、やはり外國で、異文化であることを知るのに、さほど長い時間はかかりませんでした。

滞在五ヶ月という短い期間と限られた生活空間で、多少の偏見があるのではないかという心配もありますが、私なりに感じた点を書いてみようと思います。

私がまず最初に日本について抱いたイメージは、親切と優しさです。慣れない外国生活での不安を和

らげようと、一緒に来た夫が韓国へ帰る日のことでした。残念なことに日本語が「言も話せない夫は、一人で成田空港まで帰らなければならず、私は空港まで行くのに必要ないくつかの言葉を日本語で記し、その紙を渡しながら、必要なとき見せて空港まで行くように言いました。夫は方向音痴ではあります。しかし不安になつたので、電車で夫の隣の席の御婦人に事情を話して、新宿で乗り換えを教えていただけたようにお願いしました。後で聞いた話ですが、その御婦人は新宿で降りた後、わざわざ空港行きの電車まで行つていただきたいうえ、席を確認してくれ、しかも夫の隣に座つている人にお願いします。」と謝り、スイカを片づけた後、弁償を申し出ました。しか

たときのことです。私は、誤つてスイカを割つてしましました。粉々になり床に散らかり、食べることができなくなつたスイカを見て、困惑する私のところへ店員がやってきました。私は直ぐに「すみません。」と謝り、スイカを片づけた後、弁償を申し出ました。しかし、「これは弁償する必要があります。」と店員はとても丁重に話すのです。私は何か勘違いしているのだと思ひ、私の責任ですのを私が弁償しますともう一度言つたので

その御婦人に、「ありがとうございます。」という言葉一つも、

すが、「しかし、わざと落としたのではないので、お客様が弁償する必要はありません。」との返事でした。その時の体験は、私が経済大国日本を理解するのに、大変役に立ちました。日本では至極当然なことかも知れませんが、このような親切と優しさが日本を支えている力の一つではないかと思います。

二つ目は、決められた規則や秩序を徹底的に守ることです。

道へ出てみれば、ほとんどすべての車が停止線を守り、不法駐車や信号無視をする車両をほとんど見られません。そして、自動車は生活必需品としてほとんどの人たちが所有していますが、近距離通勤には自動車ではなく自転車です

るよう呼びかけをしており、交通渋滞も深刻ではありません。

適切な例であるかは分かりませんが、最近出席した学校の先生たちの研修についてお話ししようと思います。

学校では指導する立場にいらっしゃる先生方ではありますが、構成員の一人としてリーダーの指示に従つて、何の疑いもなく一律に行動するのでした。一人の教師が発表する間ずっとグループ内の他の教師はテーマの書かれた紙を最

後まで持つという動作を、他のグループ全てが同様に行うのです。どう見ても、非常に組織的で機械的ではないかという思いもあります。

ですが、組織で決定されたことならば、不合理であっても最後まで守り、最大の結果を得ようとするのを見て、深く感銘を受けました。個人の意見を出さずに、決められた規則に従い、一生懸命に力を合わせ精進していく、素晴らしい結果を作り出す「組織の力」が今の日本の一番大きな力ではないかと思思います。

三つ目としては、少し言い過ぎになるかもしれません、日本語が段々と英語化していることが残念に思います。

日本語は同じ意味でも純粹な日本語（ひらがな）と漢字の日本語があり、似た意味の単語が日本人の繊細さにより細分化されており、非常に難しいと思います。それにもかかわらず、日本語化した英語、言い換えれば「国語不明の英語が順々に増えて、更に難しくなっています。」「日本人は自ら日本語を少しずつ放棄しているのではないか。」という極端な思いも抱くようになると同時に、日本語を学ぶ者として懷疑を抱くようになりました。

例えば「つかまる」や「取得」



という日本語があるにもかかわらず、「ゲット」という英語を使つたり、「挑戦」という単語があるのに「チャレンジ」という単語を使っているので、戸惑うばかりです。私個人としては、先進国として十分な力量がある日本がいつかは西洋と区別される東洋の言語と文化を引っ張っていくことを希望します。また、小さな力ではあります、両国の交流に少しでもお役に立てればと思い、一生懸命に日本語を学んでいます。

最後に、日本で生活しながら、日本人の生活様式と意識について非常によい印象をもつて、多くの勉強ができたこの五ヶ月間は今後もかからず、私の人生の大きな糧になるだろうと思います。もちろん、異国としての大きな考え方の違いはあると思いますが、やはり広い理解でお互いに補い、地球村のお隣として、世界で飛び抜けた両国になることを心から願いながら、私の愚見の一端を述べさせてもらいました。ありがとうございました。

お答えします

自治



改正された地方自治法（以下「改正自治法」という。）の中に、新たに「条例による事務処理の特例」（改正自治法第一五二の一七の二、第二五二の一七の三、第二五一の一七の四）という制度が設けられたが、その内容は？

知事の管理に属する事務を市町村長に委任する場合、これまでには、改正

しかし、改正自治法では、この規定は廃止され、新たに「条例による事務処理の特例」が設けられ、

前の地方自治法第一五三条第二項に基づき、県では事務委任規則を制定してきました。この制度は、市町村長を知事の管理する行政と同一視し、県の事務の一部を処理させるという機関委任事務制度

地域の実状や市町村の規模・能力に応じて市町村が処理することが適当と考えられる事務は、県条例の定めるところにより、市町村に委任できることになった。

この制度により、市町村に委任された事務は、その事務が県の自治事務の場合は、市町村の自治事務に、また県の法定受託事務である場合は、市町村の法定受託事務

になる。いずれも、市町村の事務（改正自治法第二条第二項）とされる。

対象となる事務は、知事の権限に属する事務に限られる。県の執行機関としては、知事以外に、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員などがあるが、これらの機関に属する事務は、この規定の対象にはならない（ただし、教育委員会については、同様な規定が改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項にあり、この規定により市町村教育委員会に委譲されることになる。）。

法令等の適用にあたっては、地方自治法を始めとして委譲事務について規定している個々の法令は、当該事務を処理することになる市町村に関する規定として、当該市町村に適用される。また、当該事務についての県の条例又は規則も、

になる。いずれも、市町村の事務（改正自治法第二条第二項）とされる。

県は、条例を制定し、または改廃する場合（規則に委任して事務の範囲を規定している場合はその規則を含む。）においては、市町村長に「協議」しなければならない。ただし、平成十一年四月一日時点で委任している事務は、

では、「協議」 자체が必要ないという経過措置が設けられている。

また、本制度では「協議」のみで、「同意」を必要としないことなどついているが、県が市町村に対し事務を一方的に押しつけるといった運用にならないよう、市町村との十分協議が必要である。また、

この制度により市町村が処理することになる事務について必要な財源措置が必要であることはいうまでもない（地方財政法第一八条）。



選挙が近くなると、街頭演説会を周知する政治活動用のポスター（当該選挙に立候補を予定している者が弁士の一人として表示されるもの）が多数掲示されるが、公職選挙法が改正され、このような政治活動用ポスターは、どのように規制されることになるのか？

A

Q

公職選挙法による政治活動用ボスターの扱いは次のとおりである。

(第一号)に基づき、撤去をせることと（撤去命令）ができる」と述べられている。

能性があつたものの、明確に認定することは困難であるとの結論に達し、撤去命令を行わず、当該政

ボスター（演説会の日時・場所及び弁士等を表示したもの）などが考えられる。

(1)個人の政治活動用ポスターの規制
個人の政治活動用ポスターで、候補者の氏名等又は後援団体の名稱等が表示されているものの内、次のものは掲示が禁止されている。
(公職選挙法(以下「法」という。)第一四三条第一六項)。
ベニヤ板等で裏打ちされている

(第一号)に掛つき、撤去せることと
こと（撤去命令）ができることと
されている。

また、法第一四三条第一六項に
違反しないポスター（裏打ちされ
ていないもので、一定期間前に掲
示されたもの）についても、候補
者の氏名等又は後援団体の名称等
が表示されているものは、法第一
四七条（第五号）により、当該選
挙の公示（告示）日に撤去させる
ことができる。

能性があつたものの、明確に認めたことは困難であるとの結論に達し、撤去命令を行わず、当該政治活動用ポスターを掲示した政党に対して撤去を依頼したにとどめた経緯がある。

しかし、今回の公職選挙法の改正により、国政選挙、都道府県の選挙又は指定都市の選挙に限り、当該選挙の公示（告示）日前に掲示した政党等の政治活動用ポスターについて、当該ポスターにそ

ボスター（演説会の日時・場所）
び弁士等を表示したもの
などが考えられる。

立候補予定者の氏名・顔写真のみを表示したボスターについては、政治活動用のボスターとは認められず、事前運動（法第一二九条違反）にあたるおそれがたかいと考えられる。

②政党の政治活動用ボスターか不
かの判断

次に、掲示されているボスター

・一定期間（当該選挙の任期満了

(2) 政黨の政治活動用ポスターの規制

氏名又はその氏名が類推されると
うな事項を記載された者が当該選

が、政党の政治活動用ボスターか個人の政治活動用ボスターかを判断する。

の日の六月前日の日（衆議院解散の場合は解散の日の翌日）から当該選挙の期日までの間）内に掲示さるべきもの

政党の政治活動用ホスターについては、従前、個人の政治活動用ポスターとは異なり、掲示の態様、時期について、ほとんど規制がな

当該候補者となつたときは、
該ボスターを撤去しなければならないこととされた。また、県又は

開催する必要がある。

これらに該当しないもの、即ち、「裏打ちされていはず、かつ、一定期間外に掲示されるもの」については、原則として自由に掲示することができる。

からなかつた。
　　例えは、平成十一年四月十一日
執行の山梨県議会議員一般選挙に
おいて、告示日の近くになつて、
政党の政治活動用ポスターとして、

市町村の選挙管理委員会は、これに違反して撤去しないポスターについて、撤去させることができることとされた。

を表示したもの）は政黨の政治活動用ポスターと考えられるが、政黨の名稱等を表示したものであっても、例えば、政黨の演説会周知用のポスターとして、弁士として

県又は市町村の選舉管理委員会
は、法一四三条第一六項に違反す
るものについては、法第一四七条

当該選挙の立候補予定者を含む複数人の氏名・顔写真を弁士として表示したものが多数掲示された。

①政治活動用ポスターか否かの判断
ポスターが掲示された場合、選挙管理委員会は、又は市町村の選挙管理委員会は、

立候補予定者のみが表示されてゐるようなものは、政党の政治活動用のポスターとは認められず、個

法第一四七条（第五号）では、選挙運動の期間前又は期間中に掲示した文書図画で、第一四六条（文

まず、政治活動用のボスターか否かを判断する必要がある。政治活動用のボスターとは、

人の政治活動用ボスターとみなされ、前記(1)の規制がかかることとなる。

A ← Q 先般、地方公務員法が改正され、新たに「再任用制度」が設けられたが、どのような制度なのか、また、新たな再任用制度の施行に向けての準備は?

地方公務員法の一部を改正する法律が、平成十一年七月二十二日に公布され、新たな再任用制度が平成十三年四月から施行されることとなりました。高齢社会の到来に伴い、高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、六十歳台前半の生活を雇用と年金の連携により支えようとして設けられた制度である。この制度は再任用を希望する職員の有無に関わらず、全市町村で制度化しなければならないものである。

では、新たな再任用制度とは、どのようなものか。

①定年退職等により退職した者を、任期を定めて改めて採用できるこ

と。

②任用される者の年齢の上限は、国の職員につき定められている年齢を基準として条例で定めること(上限年齢は、共済年金の支給開始年齢の引き上げ、最終的には五歳とするなど)。

③常勤のほか、短時間の勤務形態を新たに設けること。
改正を受け、市町村では施行までにいくつかの準備が必要になる。まず、条例の整備である。法律では、再任用の基準や任期等を条例事項としており、新たな条例の制定のほか、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等関連条例の一部改正が必要になる。職員のライフプランに関わることである。このためには、平成十二年三月議会に条例を提案することが望まれる。条例準則については、近く示す予定であるので、事務に遗漏のないようお願いする。

このほか、

①対象職員の把握と意向の調査
②再任用職員を充てることができる職の検討及び職務再編等による再任用ボストの確保
③採用・昇進・退職管理を含めた中長期的な人事管理計画の作成などが重要な業務としてある。

32

A ← Q コンピュータ西暦2000年問題についているが、市町村の対応は?

確かに、現在の市町村の業務においてコンピュータは不可欠であるため、職員に周知するための十分な期間が必要である。そのためには、平成十二年三月議会に条例を提出することである。条例準則については、近く示す予定であるので、事務に遗漏のないようお願いする。

そこで、事前に市町村が行うべき対応は、次のとおりである。
まず最初に、自己の所有するシステムの修正及び模擬テストを実施する。しかし、これらの修正作業や模擬テストを行ってもトラブルを完全に回避できないおそれがあるため、次に、重要なシステム(機器)については不測の事態に備えて業務が継続できるよう危機管理計画を策定する。社会インフラに問題が生じて住民に影響がある場合等の問題についても、この危機管理計画に盛り込む。そして事前対応の最終段階として、これらの一連の対応の内容や2000年問題全般についての正確な情報が示されないまま西暦2000年が近づけば、住民が不安にかられた行動に走るようなことが起こるおそれがあるからである。

したがって、「2000年問題は単にコンピュータの技術的な問題ではなく、社会不安につながる可能性を秘めている問題である」との基本認識のもとに、市町村は、「何か」が起った場合の対応に万全を期すことは当然のこと、地域における社会不安を除去するための対策にも取り組まなければならぬ。

以上のとおり、2000年問題の対応において住民に一番身近で基礎的な地方公共団体である市町村の役割は非常に大きく、一方で残された時間は少ない。

宅地分譲事業を行っているA社が、造成工事をしている途中で経営難のため、事業の継承を前提に土地をB社に譲渡した。この場合に、A社に今まで徴収猶予得があった場合に、取得した日から十年間が課税の対象となる。

特別土地保有税は、基準面積を超える土地の取扱いがあった場合に、取得した日から十年間が課税の対象となる。

宅地供給に資する土地の譲渡等をしようとする場合については、市町村が事業計画等を確認し、事業が行われることが明らかと認められた日から二年以内（延長可能）に造成から土地の譲渡までを完了したときは、その間の納稅義務を免除することとされ、免除までの間、徴収を猶予することができる（地方税法第六〇二一条）。

設問の場合、B社に継承した段階でA社に対する徴収猶予を取り消し、A社は特別土地保有税を納めなければならない。

しかし、現在の経済状況のもとで、猶予に係る税額を全て納めることを恐れ、他者に譲渡できずに事業が中断され、放置されている土地が多くあつた。本来、特別土地保有税は土地の流動化または有効利用を目的に創設されたはずが、逆に土地を塩漬け状態にしてしまっている状況があつた。このため、十一年度の税制改正により、平成

A ← Q

宅地分譲事業を行っているA社が、造成工事をしている途中で経営難のため、事業の継承を前提に土地をB社に譲渡した。この場合に、A社に今まで徴収猶予得があった場合に、取得した日から十年間が課税の対象となる。

特別土地保有税は、基準面積を超える土地の取扱いがあった場合に、取得した日から十年間が課税の対象となる。

宅地供給に資する土地の譲渡等をしようとする場合については、市町村が事業計画等を確認し、事業が行われることが明らかと認められた日から二年以内（延長可能）に造成から土地の譲渡までを完了したときは、その間の納稅義務を免除することとされ、免除までの間、徴収を猶予することができる（地方税法第六〇二一条）。

設問の場合、B社に継承した段階でA社に対する徴収猶予を取り消し、A社は特別土地保有税を納めなければならない。

しかし、現在の経済状況のもとで、猶予に係る税額を全て納めることを恐れ、他者に譲渡できずに事業が中断され、放置されている土地が多くあつた。本来、特別土地保有税は土地の流動化または有効利用を目的に創設されたはずが、逆に土地を塩漬け状態にしてしまっている状況があつた。このため、十一年度の税制改正により、平成

十一 年四月一日において免除期間が定められ、同日から平成十三年三月三十一日までの間に土地を譲渡した場合で、譲受者であるB社が宅地供給事業を行うときは、原則二年間に限り、A社の取り消された猶予分の徴収を更に猶予し、B社の特別土地保有税の徴収を猶予することができる。その間にB社の事業が完了した場合には、A社及びB社に係るそれぞの納稅義務が免除されることとなつた（同法附則第三一条の二二）。当然、B社が事業を完了しない場合には同社とも猶予分を納める。即ち両社に係る徴収猶予の行方は、B社の事業が完了するか否かによって左右されるわけである。

仮に、B社も資金繰りがうまくいかず、更にC社に譲渡し、C社が宅地供給事業を行う場合については、平成十一年四月一日現在に免除期間を設定されている者が譲渡した土地で、直接譲渡を受けた者が宅地供給事業を行う場合に限りこの特例の対象となるので、A社、B社ともC社に譲渡した時点で、それぞれの徴収猶予分を納めなければならない。

市町村イベントごよみ

(マラソン) 駅伝特集



若草町 11月23日(火)

ふれあいマラソン大会

若草町の「ふれあいマラソン大会」に
参加してみませんか。

晚秋の澄み切った空と風を感じて
走るこの大会は、体力増進を目的に、
子供からお年寄りまで体力にあわせて
コースを設定しています。

種目は、体力や年齢にあわせた健康
づくりに3km、5km、7kmの各コース。
ドレース。お年寄りや小さいお子さん

のための3kmウォーキングコース。富
士山を眺めながら釜無川サイクリン
グロードを走れば疲れも吹き飛ぶこと
でしょう。1日たおれて爽やかな汗を
流しましょう。

なお、レースの後は本町の「さくら
の里・憩いの湯」にゆったり浸かり、疲
れをほぐして下さい。

秋山村
11月7日(日)

ひな鶴姫女子ロードレースも第12回
目を迎える。参加選手も年々増えて、人
と自然が共生する秋山村の人気イベ
ントとなりました。

本村の史実、伝承の中で最たる雛
鶴姫を冠した、この女子ロードレース

ひな鶴姫女子ロードレースも第12回
目を迎える。参加選手も年々増えて、人
と自然が共生する秋山村の人気イベ
ントとなりました。

第12回ひな鶴姫女子ロードレース大会

では走りながらにして村の歴史の一端
が理解されるとともに、秋山村のあり
のままの佇(たたずまい)を見ていただき、
自然とのふれあいのすばらしさを実感
していただけると思います。

種目は(1)一般女子(10km)高校生

以上(2)壮年女子(10km)40才歳の
部(3)壮年女子(10km)50歳以上の
部(4)中学生女子(5km)(5)男女ペ
ア(3km)小学生とペア、50歳代とペア
(6)男女ペア(5km)で実施されます。
(会場:秋山村内)

須玉町 11月7日(日)

平成元年にふるさと創生事業の一
環として始められた須玉マラソン大会
も11回目を迎えました。参加者も年々
増え「のろしの町・歴史の町、須玉町」
を県内外の人々に知つていただけるよ
うになりました。

98年10月には(株)窓社発行の「マ
ラソン塾」編、日本マラソン100選に、

全国1400以上のマラソン大会の中
から選ばれました。これは参加選手に
とって大切な「楽しみ・苦しみ・優しさ・
厳しさ・遊び心・親しめる」などが盛り
込まれた優秀な大会と判断されたか
らです。

「のろしの里紅葉路を走ろう」のキ
ャッチフレーズ通り、のろしが出発の

合団、メインの20kmコースは起伏は激
しいが赤く燃えた紅葉の山々や真っ赤
に色づいた特産のりんご畑の中を楽し
みながら走れる周回コースです。第8
回大会から新設された3kmファミリ
ーコースは、晚秋の一日を、親子の絆を
深めながら走る絶好の機会です。

第11回須玉マラソン大会

34



長坂町 11月23日(火)

長坂のすばらしい自然の中を、さわやかな風と一緒に走ってみませんか。秋の一大イベント名水とオオムラサキの里マラソン大会は、毎年11月23日に行われます。毎年、町内外から千人を超える参加者があります。今年は、あなたもチャレンジしてみてはいかがですか。

種目は、一般男子15km、一般女子10km

km、一般女子10km、一般男女5km、少年5km、小学生5km、ファミリー3kmの7つです。各種目1位～6位が表彰され、制限時間内完走者には完走証が渡されます。

すばらしい自然の中で走れば、あなたも風になれるでしょう。

(会場・長坂町内)

名水とオオムラサキの里マラソン

**上野原町
駅伝競走大会**
1月23日(日)

昭和33年に第1回大会が開催され今年で43回を数える伝統ある駅伝大会。参加チームは、町内だけにとどまらず、県内他市町村、東京都、神奈川県からのチームを含めた約90チームが、山間地を利用した起伏のある「一スで健脚を競います。

この大会には、一般、町内職場、町内体協、中学男子、町内中学女子、町内小学男女2部門を設置し、老若男女さまざまな人が出場します。(会場・町内特設コース)

35

大月市 1月16日(日)

大月市駅伝競走大会

この大会は、新成人を祝うとともに、

スポーツの振興を図るため、昭和38年から毎年成人の日に実施されてきましたが、祝日法の改正により2000年から成人の日が1月の第2月曜日(ハビーマンデー)になることに伴って、36回目となる今回は初めて成人の日以外の日に開催されることになりました。つまり、今回から新たな歴史が始まります。

(会場・市内特設コース)

ます。

市内はもとより、県内外から100チームを超える参加があり、近年は山梨学院大学をはじめとする、箱根駅伝出場の各大学のマネージャーがチームを組み参加しています。沿道では、毎年多くの市民が温かい声援を送り、大会をさらに盛り上げています。

君も風になれ!!



市町村振興協会たより

平成11年度(財)山梨県市町村振興協会事業概要

◆◆◆◆◆◆◆ 市町村アカデミーについて ◆◆◆◆◆◆◆

研修受講状況

千葉市幕張地区に設置されている市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)は、社会経済情勢の変化に伴う新たな行政ニーズに即応するとともに、地方分権型社会の構築に向けて、研修を通じ市町村職員の能力の向上を図ることを目的とし、昭和62年10月に開講し、本年で12年目を迎えた。

平成10年度の研修修了者は、ほぼ研修計画人員の4,761名(計画人員96%)で、開講以来の修了者数は、5万2千人を超えており、着実に中央研修機関としての役割を果たし、市町村職員の能力向上に貢献しているところである。なお、本県の昨年度の研修修了者数は、68名で市町村別に見ると市は26名、町村は40名、一部事務組合2名であり、開講以来の本県の修了者数は、446名となっており、研修修了者の多い市町村は、甲府市137名、樹形町28名、富士吉田市22名の順となっている。特に、昨年度申込みが多かった研修科目は、「地球にやさしい環境づくり」(定員の3.8倍)、「はばたけ女性リーダー」(3.1倍)、「情報公開と個人情報保護」(3.0倍)であった。

11年度研修内容

市町村アカデミーでは、研修がマンネリに陥らず、市町村の研修ニーズに的確に対応していくため、諸情勢の分析、研修受講者の動向、市町村からの要望等踏まえ、科目的見直しを行っており、11年度においても「行財政アセスメント」、「リニューアル中心市街地」の科目を新設するなど、55科目、4,947名を対象に研修を実施している。これまでに本県から17科目に33名が研修受講(平成11年9月現在)しているところである。

なお、本年度最後の申込みになる第6回分(期限11月19日)の研修科目については、表1のとおりである。(研修受講を希望される市町村は、本協会へ受講申込書を期限までに申込みください。)

助成制度

市町村アカデミーの研修受講経費については、本協会において表2のとおり経費の約1/2の助成措置を講じている。(市町村長及び市町村議会議員を対象とした特別セミナーについては全額助成。)

最後に

地方分権一括法が成立し、いよいよ地方分権が実行の段階に到り、その担い手である市町村職員の人材育成が強く求められているところである。こうした中、本研修所の積極的に活用していただければ幸いである。

【表1】第6回分申込研修科目(平成12年1月~3月実施分)

研修科目	対象	期間
専門実務	住民行政事務	担当職員・係長級
	広報広聴	担当職員~課長級
	地方自治制度(講師養成)	係長級~課長級
	研修事務	担当職員~課長級
	財務会計事務	担当職員・係長級
	市町村税金収回事務	担当職員・係長級
	水道事業経営管理事務	担当職員~課長補佐級
	監査事務	担当職員~課長級
行政課題	観光リゾート整備の新展開	係長級~課長級
	魅力ある街づくり	係長級~課長級
	地域福祉サービス	係長級~課長級
	地理にやさしい環境づくり	係長級~課長級
	活力ある組織づくり	係長級~課長級
	情報公開と個人情報保護	係長級~課長級
	災害に強い地域づくり	係長級~課長級
	はばたけ女性リーダー	係長級~課長級
政策課題	地域社会の新経営	係長級~課長補佐級
	潤いと活力あふれる地域づくり	助役・収入役・部課長
	リニューアル中心市街地	1/25~1/28
	少子・高齢社会の新戦略	1/25~1/28
	パワーアップ女性管理職	1/25~1/28
	OA推進コース	担当職員・係長級
	市町村長特別セミナー	市町村長 (代理助役・収入役)

※各研修科目の詳細な内容については、各市町村に送付済みの平成11年度研修計画をご覧ください。

【表2】研修経費助成額(一人当たり)

研修期間	助成額
4日間	10,000円
8日間	20,000円
10日間	24,000円



はつらつ!! 市町村職員



高野 美穂さん(下部町)

今年4月から下部町の保健婦として活躍するフレッシュレディの高野美穂さんを紹介する。高野さんは、学生時代、健康、医療などに興味を持ったことがきっかけで看護の道に進み、実習を深める中、地域で予防活動に携わりたいと思い保健婦の仕事を選ばれた、とのことである。

現在、乳幼児健診など母と子に関する仕事を担当している。子どもが大好きという高野さん、健診の待合時間にお子さんのそばに行ってあやしたり、一緒に遊んだり、ふれあう時間を大切にしているという。「気軽に声をかけてもらえる保健婦になりたい。」とさわやかな笑顔で話してくれた。



A F T E R N O T E S

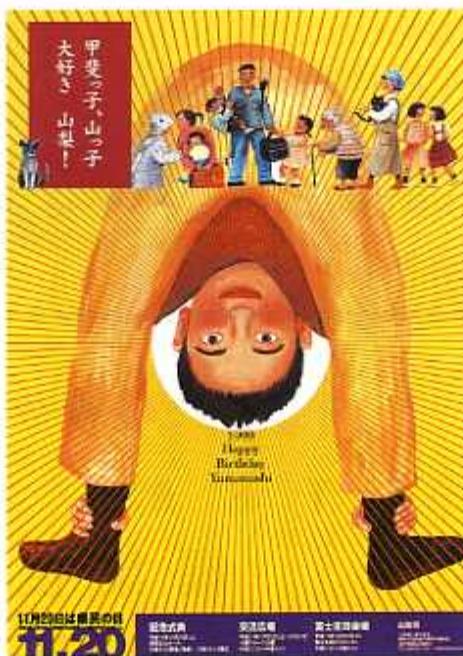
編集後記



「山梨・自治の風」の第2号をお届けする。創刊号については、時事通信社の「官庁速報」で取り上げられたことから、県内外から配布希望が殺到。担当者は、その対応に大わらわ。在庫は品切れになり、コピーで御勘弁いただいた。ぎょうせい発行の「地方分権」10月号でも紹介された。地方分権という、時宜を得た発行だったからだと考える。さて、気付かれた方もいると思うが、この号から文体を「ですます調」から「である調」に変えた部分がある。これは、寄せられた意見に「ですます調」は「冗長な感じがする」、「宣伝臭い」などの意見があったことを踏まえ、編集委員会で議論した結果である。編集委員の中には、「である調」は堅苦しいなどの意見もあったが、原則、編集側が作成した文書は「である調」で、寄稿文は、寄稿者の選択に委ねることにした。創刊2号、まだまだ試行錯誤であるが、皆さんからの御意見をもとにより良いものに育てていきたいと考えている。御意見をお待ちしている。

【山梨自治の風】

平成11年11月発行第2号 発行／(社)山梨県市町村振興協会
編集／山梨県地域都市計画課 TEL.055-237-1111 shichouen@pref.yamanashi.jp



第14回 県民の日記念行事

「第14回県民の日記念行事」は、11月20日(土)、21日(日)の両日、小瀬スポーツ公園で開催されます。64市町村の特産品などの販売等を行う「64市町村ときめき広場」など盛り沢山の行事が催されます。市町村振興協会では、この行事を支援しています。